

別掲資料

**監査役会等の実効性評価と監査活動の振り返りについての  
アンケート調査  
自由記述回答集（抜粋版）**

実施期間：2024年5月20日（月）から同年6月7日（金）

対象：当協会会員の上場会社 3,252社（2024年5月現在）

実施形式：インターネット上のアンケートフォームにて一社一回答

回答社数（率）：1,113社（34.2%）

※掲載の自由記述回答は、固有名詞などを削除している。

※重要な質問、回答の多い質問から先に掲載している。

No	F1	F2	AQ21 監査役会の実効性評価に際して、特に高く評価した項目の具体的内容
1	指	P	「チームワーク良く、実質的な業務監査ができており、コミュニケーションもしっかりとられていると思われる。」との社外監査委員からのコメントあり
2	役	P	4人全員が社外監査役、半分以上が女性となり独立性の高い多様なスキル等をもった監査役会として、業務執行部門の重要な意思決定（大株主からの非公開化提案への反対決定、多額の設備投資決定）等の内部統制に係る実効性の高い適法性監査ができた。
3	役	P	グループ監査役連絡会の内容を進化させるとともに、個社の状況確認ができるようになった。
4	役	S	グループ監査役連絡会を年2回開催する他、子会社への親会社監査役往査も計画的に実施。
5	等	P	グループ全体の監査体制構築に向けて監査部門と連携を強化した。
6	役	P	コロナも5類になったため、定期的(四半期毎)に社外取締役との連携が図れるようになった。
7	役	P	コロナ禍収束もあり、様々な監査手法の改善に取り組み、監査の実効性は向上した。
8	役	P	ほとんどの項目が5段階評価のうち4及び5であり、非常に自己評価が高かった。
9	等	P	会議の運営において、内容（資料）の分かり易さなど、良い評価をいただいている。
10	役	P	会計監査人との四半期ごとの報告会に社外監査役も同席し、質問・意見交換を直接行うことができている。会計専門家の監査役増員は、監査法人との対応等にも効果を上げている。
11	等	P	会社の経営に適応した重点監査項目の策定・効率的な監査箇所の選定
12	等	P	開催時間に制約（1時間）がある中で、適切な情報量にて常勤委員からの報告がなされている。常勤委員による詳細な社内調査によりリスク項目等を明確化し、社外委員との共有に努めている。
13	指	P	監査委員会の構成や開催頻度は適切である。 監査委員会だけでなく、執行部へのヒアリングに常勤監査委員以外も参加が可能であり、監査活動が充実してきている。
14	役	P	監査活動結果については年2回取締役会に報告し課題等の情報を共有している。
15	役	S	監査実績の取締役会への報告。・内部監査部隊との協業。・定期的な代取と監査役会の会合を実施。・海外子会社への監査の実施。
16	等	S	監査等委員として内部統制室の週次ミーティングに出席し、意見交換するとともに、監査時の重点監査項目のすり合わせ、検証を適宜行っており、連携は十分確保されている。
17	等	P	監査等委員の重要な会議での能動的、積極的な発言により、グループガバナンスの強化に寄与している。
18	等	P	監査等委員は取締役会に出席し、適切な意見表明ができている。 監査等委員は代表取締役との間で定期的な会合を行い、制限なく意見交換ができている。
19	等	P	監査等委員会が実効性を持つか否かの前提として、ガバナンス上の監査等委員会に求められている責任と職務はなにかについて審議し、職責を果たしたか、果たせていない場合、その原因となるものは何かを検討し、翌期以降の活動に反映させる。
20	等	P	監査等委員会が様々な観点から、取締役会へ意見、提言を実施していること。
21	等	S	監査等委員会に際して社外取締役の監査等委員に十分な情報提供が行われており、実効性の高い監査等委員会の運営がなされている。 社外取締役の監査等委員を含め全監査等委員が実地調査を行っており、監査活動は有効に機能している。
22	等	P	監査等委員会の運営に関して、開催頻度・開催方法等に関し、適切であると評価
23	等	P	監査等委員会の役割・職責に関する監査等委員への共有。会計監査人との連携。執行側との対話や意見交換を通じた事業理解促進、監査への活用。
24	等	P	監査品質の更なる向上のため内部監査部門との連携強化を進めることとした
25	等	P	監査法人とは年8回の定期面談に加え、4回の打ち合わせを実施。内部監査部門とは年14回の意見交換を実施しているほか、必要に応じ随時面談を実施し、十分な連携を行っている。
26	役	P	監査役会の運営において、自由闊達で建設的な議論が十分に為されているとの評価である。
27	役	P	監査役会の開催頻度を適切に確保し、決議事項に対して十分な検討を行った。 海外法人の往査を実施し、グループ全体の監査を強化した。

28	役	P	監査役会の健全な運営のための適時・適切な情報提供がなされている。 取締役会およびその他重要な会議において、専門領域の観点を含め必要な意見・発言を行い、職責を適切に果たすことができている。
29	役	P	監査役会の適切なアジェンダの事前設定、情報・資料等のタイムリーな提供、充実した内容説明等を行い、自由闊達な討議が行えるようにした。
30	役	P	監査役会は十分な審議の機会を確保し、提供される資料も適切であり取締役会への報告も実効的に行った。監査役会の運営プロセスは実効性と効率性をサポートしている。
31	役	S	監査役会は適正に運営されている。・取締役会において監査役は適時適切に発言している。・会計監査人、内部監査部門とも定期的な情報交換を行っている。
32	役	G	監査役監査の実効性を確保するための体制である監査役への報告体制として重要な会議やビジネスチャットでの報告、内部監査部門や会計監査人との連携体制が構築、運用されている。 会計監査人を含む定期的な内部監査部門との三様監査MTGを通して、相互の情報共有を図っている。
33	役	S	監査役監査基準、内部統制システム監査チェックリストの各項目について、未実施項目がないことを確認している。
34	役	P	求められるスキルマトリクスに沿ったメンバーである。 監査役会審議案件とその説明／質疑時間の割り当て／監査役会資料の内容と事前配布タイミング／監査役室による非常勤監査役の支援体制が適切である。
35	役	P	具体的リスクに対して、執行サイド、社外取締役と連携が取れた。
36	役	S	個々の監査役の財務会計スキルへの評価は高かったものの、課題認識の方が多かった。
37	役	P	三様監査やその他社外取締役連絡会に実施など情報共有を図り監査業務の強化、効率化を図った。
38	等	S	四半期ごとの決算取締役会開催日に常勤監査等委員（1名）と独立社外取締役（社外監査等委員2名を含む合計4名）との懇談会が、4回（約100分/回）実施されており、その点が評価されていると思われる
39	役	P	市場や株主への対応（市場選択、株主還元策、資本コストや株価を意識した経営の実現）の検討において全ての会議に同席し、意思決定プロセスや論点・判断の適正性などについて積極的に意見を表明した。
40	役	P	事前に取締役会の議案に対する監査役意見交換により、取締役会での意見提案に繋がっている。
41	役	P	自由闊達で本質を重視した討議が出来ており、合理的なコンセンサス形成のための会議プロセスとなっている
42	等	S	実際に事象の発生のない場合（株主代表訴訟への対応 等）以外は「（概ね）理解・実行できている」の評価結果であった（セルフチェック）。
43	役	P	社外監査役が1名欠員すると監査役会構成要件を満たさないため、2023年6月の株主総会を機に補欠監査役が選任された。また、監査役会の年間回数、十分な審議の機会、意見形成のプロセスなど全員、高評価と意見が一致。
44	役	P	社外監査役が監査を通じて把握した経営課題等について、代表取締役や取締役会に対して提言を行った。
45	役	P	社外監査役への事前の情報提供及び情報の質・量を十分に行った。また、各監査役がそれぞれ自由な発言ができる環境を整えた。
46	役	S	社外取締役との会合を定期的に行い情報の共有を図っている。 双方忌憚のない意見を述べ、取締役会等では得られない情報を共有できている。
47	等	P	社外取締役もオブザーバーとして監査等委員会に毎回参加している。
48	指	P	取締役会に対し適切に監査委員会の状況説明や事前相談がなされており、取締役会としての適切な情報把握や判断の参考となった。 監査委員会の回数、所要時間については、可能な限り効率化と実効性の両立が図られるよう工夫されている。

49	役	P	取締役会、重要会議等への出席、代表取締役以下執行へのヒアリング、各拠点・関係会社の往査活動を中心に監査を行い、必要な意見表明、指摘を行った。 社外監査役も可能な限り多くの重要会議に出席し、常勤監査役とともに往査を実施している。 各拠点・関係会社を自らの目で見て、現地のトップ等と直接コミュニケーションをとる往査を重視している。
50	等	P	取締役会に対し、半期毎に監査状況に関するレビュー報告を実施し、課題認識の共有並びに注意喚起等を図っている。 独立社外取締役と情報共有・意見交換を実施し、経営陣に対し提言を行っている。 内部監査部門との実効性のある連携（内部監査部門長の監査等委員会への出席・報告、監査実施事項に係る意見交換および指示、監査計画策定時の意見交換、常勤監査等委員による週次での情報共有・意見交換の実施 等）
51	役	S	取締役会に臨む前には必ず監査役間でそれぞれの意見を確認し、監査役が孤立することが無く意見が述べることができる環境を整えている。また、問題点が発生しそうな場合は随時連絡を取り打ち合わせを行っている。
52	等	P	取締役会審議・決議内容についての意見・質問等の実施。各子会社経営会議・取締役会への出席。内部監査部門による各営業拠点への抜打ち監査の徹底。
53	指	P	重要な課題の議論の時間を十分に確保し、スムーズに運営が出来ていた。 代表執行役との意見交換会や子会社監査役からの報告会を行い、会社の現状や問題意識を共有する有用な機会となった。
54	役	他	重要な経営判断を要する事項につき、取締役会、取締役等への意見表明を実施した。 子会社の往査について三様監査を実施し、子会社がガバナンス改善に向けた提言を行った。
55	役	P	女性社外監査役の選任継続を会社に要望、監査役候補者として女性が選ばれた。 全ての支店のモニタリング監査に監査役も参加、指摘を行った。 子会社の監査を強化、海外子会社の現地での監査を行った。
56	役	G	常勤監査役が中心となり、取締役会の議案事前検討資料を作成し、取締役会開催前に審議の活性化に繋がるしっかりとした意見交換会が開催されている。
57	役	P	人数は適切。適切な経験、能力、知識を有する者が選任されている。
58	役	P	代表取締役、副社長、経営企画本部長、社外取締役それぞれと監査役会との意見交換を上期・下期の2回程度開催しており、活発な意見交換ができています。 常勤が社外監査役を含めて3名体制と充実していることもあり、多くの子会社の監査役を親会社の監査役が兼務しており、情報把握や介入のレベルは高い。
59	役	P	代表取締役との意見交換の内容・頻度、子会社社長との意見交換、子会社監査役との連携、監査計画の柔軟な変更など
60	等	G	中期的な企業価値の増大の目的に対して、進行期の監査等活動の改善へのインプットとするため、重大リスクへの対応や有効なガバナンス維持、経営体制への貢献実績や効果などを極力客観的に自己評価。
61	役	P	年間100か所に及ぶ監査役監査の実施と、その結果に関する経営役員への丁寧なフィードバックを通し、経営陣に気づきを与え行動を促した。
62	役	P	適宜事前説明を行うとともに、監査役会においても活発な議論が行われている。 監査役会から取締役会へ報告した事項について適切に回答をもらっている。 監査役は取締役会の中で忌憚なく質問・発言を行っている。
63	等	P	利益相反監督について社外取締役と監査等委員会で連携した
64	役	P	利益相反管理委員会などの設置に向けた経営陣への提案 社外取締役への事前説明に同席し経営会議での討議内容などの補足

No	F1	F2	AQ22 監査役会の実効性評価に際して、課題がある、改善が必要との評価に至った項目の具体的内容
1	指	P	「議題の絞り込み」「審議事項の方針案明確化」「資料のコンパクト化」「監査活動に必要となる情報の適時適切な提供」などの運営面について改善の余地がある。 監査委員会の構成についても見直しを行う余地がある。また、内部監査部門の体制についても十分ではなく、強化を行う必要性がある。
2	指	P	「報告の分量が多く、そこに時間をさかれてしまうため、より実質的な議論に時間を割くため、進め方については工夫の余地があるように思っている。」との社外監査委員からのコメントあり
3	役	P	4年運用し、当初の課題は概ね改善され、新たな視点で項目を選定する必要あり。
4	役	P	グループ会社のモニタリング機能については、十分とは言い切れない状態と認識している。
5	役	P	グループ会社監査役（大半が兼務者）の継続的な教育・啓蒙によるグループ監査の実効性強化。
6	等	P	グループ子会社への監査が不十分
7	役	P	これまで社外取締役とのディスカッションは実施してこなかった。
8	役	P	サステナビリティに関する協議は行っているが、現時点では十分とは言えない。
9	役	S	サステナビリティやIT/DXへの会社側対応についての十分な検証・提言が不足している。
10	役	P	リスク・コンプライアンス委員会活動等への監査、監査結果フィードバックに関して十分に討議できていない
11	役	P	運営上の都合で監査役会が取締役会の終了後に開催されているため、事前の情報共有・議論をより一層充実させるべき。
12	等	S	往査を内部監査室に任せすぎているので、監査等委員として幹部面談や稟議書等の証憑確認以外にも内部監査室とはダブらない形で行いたい
13	役	P	会計監査人と監査部との対話について、J-SOX以外の内容が共有されていない
14	役	P	海外グループ会社の業務実態に関する情報収集の在り方について、現地の内部監査人や会計監査人との面談も含め実施方法に検討の余地がある。 社会的な影響を及ぼす不祥事が起きたケースに備えた、監査役の手順の整備や訓練などが実施されていない。
15	役	S	海外子会社の課題に対する全社を巻き込みでの調査と改善施策等の立案の強化が必要。
16	役	P	海外子会社の監査体制が十分に整っていない。
17	役	P	特に海外子会社等、グループ会社監査役等との連携が弱い。
18	役	P	各部門責任者との意見交換によるリスクの把握と、統制の整備・運用状況についての検証が不足している。
19	等	P	監査メンバーの高齢化に伴うサクセッションプラン
20	指	P	監査委員会の現状の活動内容と監査委員会事務局・内部監査部門を含めた役割の確認を行い、今後の監査委員会のあるべき体制及び目指すべき活動内容の検討・検証が必要と考えられている。
21	等	P	監査等委員の教育・トレーニングに関する事項について、より向上させるべきである
22	等	S	監査等委員会で取締役会の運営状況を評価する提案あり。 三様監査の連携については、内部監査部門との連携不足が指摘あり（会計監査人とのコミュニケーションは問題なし）。
23	等	P	監査等委員会の議事進行にメリハリをつけ、効率性の向上を図るべき。
24	等	P	監査等委員会の時間枠設定等の工夫。子会社の統制環境等の監査強化の必要性。会計監査人や内部監査部門との更なるコミュニケーション拡充 等
25	等	P	監査等委員会の所要時間が足りない。社外取締役との連携が十分ではない。子会社等の監査における情報が少ない。
26	等	P	監査等委員会への報告体制(ルート)の整備・確保が十分ではない。 ステークホルダーへの情報提供は、株主総会のみとなっている。

27	等	P	監査等委員会設置に伴う監督機関としての社外取締役との連携。内部監査部門の活用。
28	役	S	監査法人との連携は大きく改善した半面、内部監査部門との連動が前年より評価を下げた。また、サステナビリティ経営に関する開示や議論が不足しているとの指摘あり。社外監査役との情報共有不足が要因と考えられる。
29	等	P	監査面談時の質問票におけるサステナビリティに関する質問の仕方は若干漠然としている 重点監査項目の一つである業務委託の状況に関して、リスクベースや効率化の観点から、監査手法を改善する必要がある 海外の実地往査スケジュールが詰め込み過ぎで、十分に確認する時間がとれない。面談者の絞り込みも必要。
30	役	P	監査役スタッフが少なく、ギリギリの対応となっている
31	役	P	監査役会からの発信が弱かった。
32	役	P	監査役会における情報収集に関し、従前は内部監査室のみからであったが、執行側の役員等のインタビューを取り入れ多角的に実施すべきとの意見があった。
33	役	P	監査役会は社外取締役との間で定期的な内部統制上の脆弱点やリスクに関する議論が不足している。
34	役	P	監査役会を取締役会の前に開催していることから監査役会での議論の時間が限られており、監査役間でのコミュニケーションの多くは、オフサイトの場で行われている。 関係会社監査役と社外監査役のコミュニケーションが不足している。 執行側へのフィードバックについて、その後改善されたかどうかの確認や後任の監査役への問題点や課題の引き継ぎが不足している。
35	役	P	監査役会案件等について、常勤監査役間では事前に十分な意見交換ができていますが、非常勤監査役への情報提供という点では、課題がある。一方、非常勤取締役でも多忙な方もいらっしゃるため、全ての議論に参加していただく拘束時間が長くなるので悩ましい。
36	役	P	監査役会議事録の作成が遅い。もう少し早めに共有して欲しい。
37	役	P	企業集団の内部統制基本方針に規定している子会社から親会社監査役への速やかな報告体制の運用状況
38	役	P	議論が十分に行われるように、資料の事前配布だけでなく効率的な会議運営を目指す。 昨年度1回目のグループ会社監査役連絡会を開催した。今後も内容を工夫して継続する。
39	役	P	近年拡大した海外事業への監査役監査をより充実させる必要がある。
40	等	P	形式的な事項は可能な限り時間を掛けない。一方で重要と思われる事項については、複数回にわたり審議する。
41	役	P	経営者への提言内容はもともととされながら、改善の実現につながっていない
42	役	P	子会社の会計監査において監査法人から未修正事項を頂く結果と成った。
43	役	P	子会社監査体制：海外子会社における事案等について、すぐに報告されないリスクがある。 監査役会の議論の経営幹部との意見交換・提言：定期会合でテーマ設定とディスカッションポイントを事前に共有出来ていない。
44	等	P	子会社管理・企業集団内部統制システム監査で、海外往査が十分出来なかった点
45	役	S	指摘にとどまらない執行側へのサポート（実効性を上げること）。 会計士との面談時期の適切性。情報セキュリティ監査の充実。
46	等	P	事業に密接に関連する法令の知識の習得・アップデート
47	役	P	事業場監査のマニュアル整備が必要。CGC原則4-4を意識した監査活動が不十分。 子会社監査役との連携に改善の余地あり。
48	役	P	社外取締役とのコミュニケーション強化に努めたが改善の余地が小さくないので、まずは機会を増やす工夫を取り入れる。
49	役	P	社外取締役との意見交換会において監査役からの一方的な情報提供になりがち。 グループ会社の監査手続きにおいてさらなる実効性の向上が求められる。

50	役	P	社外取締役との連携については、そのための場を設けるか、取締役会の中で議論を増やすかなどテーマ設定も含めて試行錯誤の状況にある。
51	役	P	社外取締役との意見交換会は引き続き定期的に行う必要がある。監査役会で共有される気になる情報で社外取締役には伝わっていないものがあるのではないかと考えるので、社外取締役とざくばらんな議論の機会があってよいと思料。
52	役	S	社外取締役と監査役の間でテーマを決めた議論の場はあるが、もっと自由に意見交換する機会もあった方がよい。→意見をふまえ、翌年度より改善を実施した結果、当該項目に対する評価も向上した。
53	役	P	社外役員の日程の関係で、監査役会と同日に取締役会議案の事前説明や内部監査との会合などが設定されるため、監査役会や内部監査との会合の十分な時間がとれなくなっている。
54	等	P	社内情報に自由にアクセス可能な社内LANの活用を促進する勉強会等の開催。
55	等	P	取締役会への監査活動状況の報告やコミュニケーションのあり方
56	役	P	取締役会以外での議論を深掘する場の設定 監査役監査の監査先・監査候補の優先順位付け・絞り込み
57	役	S	取締役会資料の送付が会議直前になることもあり、検討時間が不足する状態で会議が始まり十分な意見が発言できない場合がある。
58	役	P	助言、提言は行ったものの、執行サイドでの成果まで時間が掛かっている。
59	等	P	常勤による調査報告が中心となっているため、より多くの時間をディスカッションに割くことが望ましい。
60	役	P	常勤監査役からの情報提供の在り方に課題がある（不十分）。
61	等	P	組織監査の観点から改善の余地がある。
62	役	P	投資家からの独立性懸念に対して実を挙げる。サステナビリティ関連の新設会議への出席権発動。内部監査部を監査役スタッフとして有効活用。
63	役	P	独立役員だけの意見交換会の回数を増やしてほしい。 内部監査部門から常勤監査役に月次で報告されているが、監査役会で報告してほしい。 グループ会社監査役の監査活動をさらに活性化させる必要がある。
64	等	P	内部監査部門との連携強化のため、内部監査計画及び内部監査結果を監査役会にて定期的に聴取する必要がある。 内部通報制度の実効性向上のため、執行側が設置している社内・社外通報窓口に加え、経営陣（部門長以上の役職者）の事案を取り扱う独立性の高い通報窓口を、監査役会に設置する必要がある。
65	役	P	内部統制システムについての取締役会での扱いが不十分である。問題・課題について踏み込んだ議論はなされておらず、報告も問題があった時など限定的である。 トレーニングの機会の提供については、各監査役の自助努力によるもので会社として提供されているもの少ない。 ESGやSDGs及びサステナビリティに関して、継続的・組織的に監査を行っていない。
66	役	P	任意の委員会への社外監査役のオブザーブ参加
67	役	P	非常勤監査役との情報ギャップをさらに埋めるべく会議前の情報共有を充実する。事前説明や追加資料の充実。
68	役	P	非常勤監査役の代表取締役との意見交換の実施回数増
69	役	P	非常勤社外監査役が社外取締役との情報交換会や内部監査部門との意見交換の場に参加したい。
70	役	P	不正・不祥事案に対する再発防止に関する議論時間の不足

No	F1	F2	AQ23 監査役会の実効性向上のためには、何が重要と考えるか。
1	役	P	(当社の場合) 親会社監査役会との連携等を通じた親会社による理解と評価
2	指	S	「監査計画の精度」、「目標の明確性と妥当性」、「評価基準」
3	役	P	・往査は必須。Webでは見えない部分が多い ・取締役、執行役員等とのコミュニケーション ・他社との比較 (自身のレベルを図る手段として)
4	役	P	・各種活動が時流に即しているか/会社の状況を鑑みて有意なものであるかを検証し、適宜改善に移す実行力。・執行側からリスク情報が適宜適切に共有される仕組み (CGコード等の制度的強化が望ましい) 。・監査役会が株主の声を聴く (機関投資家とのエンゲージメント等) 。
5	指	P	・監査委員会運営の最適化、効率化 ・取締役、執行役、会計監査人等の各ガバナンス機関および内部監査部門との連携 ・監査部門 (内部監査部門を含む) スタッフの充実、能力向上
6	等	P	・監査活動を通じて、執行上の課題を見極め、助言等を行い、翌年以降の監査活動に活かしていくこと (PDCA)
7	等	S	・監査等委員会の議論や取締役、その他社内の意見交換。
8	役	S	・経営に対するより積極的なアドバイスの実施。・経営トップとの意思疎通の向上。・各部署長とのより強固なコミュニケーション。
9	役	P	・経営陣とのコミュニケーションと執行部からの報告体制の充実
10	役	P	・社内外の変化や動きを適切に捉えた監査活動の実施と的確なフィードバック
11	役	P	・社内外取締役との各会議体以外の場での率直な意見・考え方の交換と交流。 ・社外の実効性向上の好事例の研究と自社取組への導入。
12	等	P	・充実した意見交換を図るために所要時間を増やすこと。・社外取締役との連携の強化。・子会社等に関する情報の早期の収集。
13	指	P	・重要監査テーマや項目を設定してメリハリのある監査をしていくこと。・サイバーセキュリティや秘密情報保護に関するテーマアップ。・執行側ヒアリングの増加や往査先の網羅性。
14	等	P	・常勤の監査等委員から非常勤の監査等委員に対する適時・適切な情報提供 ・若手社員との懇談など、非常勤の監査等委員が現場の生の声に触れるための機会の提供
15	等	S	・常勤監査等委員による日常監査と監査等委員会での情報共有 ・執行とのコミュニケーション ・内部監査部門とのコミュニケーションと連携
16	指	P	・他の委員会との連携、情報共有 ・内部監査部門との連携、意見交換、情報共有の充実
17	等	P	・定期的に監査活動の振り返り (点検) を行い、課題を抽出し議論・改善を図る (翌期の監査計画へ反映する) ことと考えられる。
18	役	P	・内部監査部門とのさらなる連携強化が必要と考える。その一環として、6月の定時株主総会后、監査等委員会設置会社に移行する
19	役	P	・明確になった課題の改善のためにPDCAを回していくこと。
20	等	S	①改善が必要なアイテムはなかったが更なる改善のためにPDCAを継続すること、②会社が変わっていく中で監査役会の実効性をチェックすることが重要であると考えます
21	役	P	コーポレート・ガバナンスを取り巻く環境変化やステークホルダーからの期待事項に関し、監査役が能動的に最新情報を修得していること
22	役	P	コーポレートガバナンスコードを意識した体制とその実効性の向上を図ること。
23	役	S	コンプライアンスや経営リスクに対し内部統制が機能しているかを見極め監査能力を高めていくこと
24	役	S	アンケートによる一定の定量データも必要だが、それを踏まえて監査役会において忌憚ない議論を行うことが重要と考える。
25	役	P	アンケートの結果、監査役会の監査は概ね有効に機能しているとの評価であった。ただ、業界を取り巻く環境は加速度的に変化しており、資本政策や新規事業案件、M&A等の新たな個別施策が年々増加傾向にある。法令対応やリスク管理は言うに及ばず。ますます高度かつ緻密な監査の実施が求められる状況になっていることを実感する。

26	等 他	<p>①監査役の専門性の向上: 監査役には会計、法律、業務プロセスに関する高い専門知識が必要。</p> <p>②情報の透明性とアクセスの確保: 監査役が効果的に監査を行うためには、必要な情報にタイムリーにアクセスできることが重要です。</p> <p>③リスク管理体制の整備: リスク管理に関する方針や手続きが整備され、監査役がこれを適切に評価できるようにすることが重要です。</p> <p>④定期的な評価と改善: 監査役会の実効性を継続的に向上させるために、定期的な評価を行い、必要に応じて改善策を講じることが重要です。</p> <p>⑤コミュニケーションの強化: 監査役と取締役会、内部監査部門、外部監査人との間の効果的なコミュニケーションを確立することが必要です。</p> <p>⑥倫理とコンプライアンスの重視: 監査役会が企業の倫理とコンプライアンスの遵守を重視する文化を醸成することが重要です。</p>
27	等 P	それぞれの監査役等がいろいろな意見を持っているため、それを監査等委員会で共有し、必要に応じて執行側へ意見していくことが重要である。
28	役 P	運営中心の評価になっているため、監査の質（範囲含む）と執行への提言含めたコミュニケーションを上げること
29	役 P	課題について監査役会メンバー間で議論し、目線合わせができていくこと。
30	役 S	会社の環境や状況を把握・理解し、なおかつ経営から独立した存在である社外取締役からの評価
31	等 P	・会社の状況を踏まえた適切な課題認識と重点監査項目の設定。・取締役会へのフィードバックを通じた意見具申や注意喚起。・経営トップとの緊密なコミュニケーション。
32	役 P	会社法、コーポレートガバナンスコード等で求められている監査役として果たすべき役割を認識すること。
33	役 P	各監査役が、実効性評価対象となる「重点監査項目」の項目ごとに課題意識を持ち、一年間の監査活動に取り組む姿勢が重要と考える。
34	役 P	各監査役が忌憚のない意見交換を行える場を設けること。他社・第三者機関の状況を把握し改善策を検討すること。
35	役 P	各監査役の積極的な活動とその社内開示、及び監査役以外（社内または第三者）からの評価。
36	役 P	各監査役の多様性（実務経験・専門分野等）を確保した上で、監査業務に関わる知見の習得・自己研鑽とともに、社内・社外の関係者とのコミュニケーションの充実。
37	役 P	各社best practiceに関する情報の交換
38	役 P	活動の実効性に対する定期的振り返りと改善策のPDCAをきちんと回すこと
39	役 P	監査スタッフの充実
40	等 S	監査の基準や法令等の変更のほか取り巻く環境の変化（CGC、サステナビリティ、リスク管理等）に的確に対応する必要がある、「月刊監査役」や研修会による知識習得が重要と考えます。
41	指 P	監査委員会委員長・常勤監査委員・非常勤監査委員・監査委員会事務局の役割再確認、内部監査部門・関係会社監査役・(会計)監査人との連携再確認、内部監査部門の人員強化等による内部監査・内部統制評価・内部通報対応の体制強化、及び三様監査連携の推進によるモニタリング中心の監査体制の確立が重要と考える。
42	役 他	監査活動から得られた客観性のあるデータ収集・分析を重視し、それらを監査役会でオープンかつ深度ある議論を行い、確認した経営課題について経営に積極的にフィードバックを行う。取締役会、内部監査部門、会計監査人との定期的な意見交換等を積極的に実施する。
43	指 P	監査計画において重点監査項目を決め、その監査内容を着実に実施しながら、必要なことがあれば執行側に申し出て改善をしてもらうこと
44	等 P	監査計画の品質を高めること。
45	役 P	監査実績の評価・反省から必要な改善項目を反映した次期監査計画を作成し実行するプロセス
46	等 P	監査等委員会の実効性の評価において認識した課題について、改善するというサイクルを継続的に回し続けること。

47	等	P	監査等委員会の責任を果たすための要件に対する理解度の向上と法規制等の改正に係る変化に対して適宜適切な対応
48	等	G	監査等委員会の目的と存在意義を認識し、PDCAによる継続的改善を図ること。
49	等	P	監査等委員会設置会社においては、常勤監査等委員の情報収集と委員会内での情報共有による実効性の確保が重要であり、常勤監査等委員の監査力、情報収集力が大切な要素となると考える。
50	役	P	監査役による指摘・提言に対して社内的な理解促進のための啓蒙活動（取締役との意見交換含む）
51	等	P	監査役員を補助・支援する監査役スタッフの確保をそうした能力の向上 内部監査部門との連携及びコミュニケーション充実
52	役	P	監査役会が監査役活動を通じて発見した経営課題について、監査役会・取締役会で議論を重ねていく事
53	役	P	監査役会が実効性評価を行った結果を、翌年の監査計画に反映し継続的にチェックしていくことが必要。実効性評価の結果を各監査役が十分に意識し、監査計画にきちんと盛り込んでいくことが必要と考える。
54	役	P	監査役会での自由闊達な議論。社外監査役の意見尊重。常勤監査役から社外監査役への十分な情報提供。取締役会等での積極的・能動的な発言。
55	役	P	監査役会に対する支援体制の充実。監査役会の適宜・適切な運営と確りとしたモニタリング機能の発揮。
56	役	P	監査役会の実効性の評価を実施し、その結果を踏まえた改善のPDCAのサイクルを回す事。 改善が必要な項目を監査役会が果たすべき役割に寄与するように改善に移す事。
57	役	P	監査役会の実効性向上のためには構成メンバーの選定が重要と認識。高度な社内情報の収集が可能な常勤監査役と他社での監査役経験のある見識ある社外監査役のバランスが必要。過半が一度に交代しないように継続性ある構成とする必要に配慮。
58	役	P	監査役会の独立性と、本質的で多様な意見が出される会議運営
59	役	S	監査役会の独立性と社外役員とのコミュニケーション
60	役	P	監査役会への常勤監査役の監査活動の適時報告と、外部を知る非常勤社外監査役を交えた内部と外部のバランスの取れた議論。
61	役	P	監査役会実効性評価のPDCAを回し、社内外の変化に合わせて、柔軟に監査役会の運営を改善し続けること。
62	役	P	監査役会内での議論に加え、社外・社内の取締役との情報交換や議論などにより、監査役会活動の方向性や必要な監査項目の検討が重要と考える。
63	役	P	監査役各々が持つ課題感を吸い上げ、それに対して対策についての議論を行うこと。
64	役	P	監査役監査実務マニュアルに即した網羅的監査実務の履行。
65	役	P	監査役間のリスク情報と課題認識を共有することが重要。また、事業環境変化に伴うリスクへの対
66	役	G	監査役自身のスキルアップ
67	等	P	監査役等の意識が最重要。監査役スタッフのサポート体制が次に重要。
68	等	S	監査役等の独立性が最重要であると考え
69	等	S	業務執行取締役からの独立性の維持
70	等	S	経営トップの監査等委員メンバーへの人事・報酬への関与を皆無にする。
71	役	P	子会社や支店に実際に行っている監査（コロナ下で十分な対応が出来ていなかったと思う）
72	役	S	時間が限られている中、年間計画策定次点で落としどころをにらんだ活動を行う事。 社外監査役の独立性。
73	役	G	自社におけるリスクを適時把握し、それを年度監査計画へ反映すると共に、監査役会の運営において、具体的な活動が行われているかが判断できる事項が盛り込まれているかが重要であり、評価項目は必要に応じてブラッシュアップされるべきと考える。

74	等	P	執行との対話の充実、内部監査部や会計監査人との密な連携、活発な意見交換等を積極的に行う。また、監査の過程で得られたことは速やかに執行にフィードバックし、必要に応じて事務局メンバーとも情報共有・連携を図っていく。
75	役	P	執行側から重要な情報を適時正確に入手しメンバー全員で共有すること。 会計、ガバナンス、法務、業務知識等種々の知見に優れたメンバー構成であること。 監査法人、内部監査部、社外取締役、顧問弁護士等とも十分に連携をとること。等
76	役	P	執行側が監査役（会）の重要性をしっかりと認識していること
77	等	P	執行側との対話を通じたリスク認識の共有と、その対応・対策実施状況の確認プロセス
78	役	P	執行部が誠実に経営する姿勢があるので、監査役会が信頼され建設的な提言を期待されるような関係構築が重要と考える。
79	指	P	執行部門、マネジメントとの連携強化。内部監査、会計監査人との適切な関係の確保。
80	等	P	実効性評価の開示
81	等	P	実効性評価の結果を踏まえ、今の自社の経営課題、社会課題、コンプライアンス、リスク管理面を十分に考慮し監査方針、監査計画、職務分担の見直しをタイムリーに行い、計画表に織り込み実践する事。
82	役	P	実効性評価結果の課題に対する解決策を監査役間で十分に論議し、実行に移し、また振り返るPDCAを回すことが重要と考える
83	等	P	社外・非常勤監査等委員のより一層の活用
84	等	P	社外の監査等委員が、当社の経営実態や問題点等を正確に把握し、適切に取締役会に意見表明すること。
85	役	S	社外監査役からの評価が高止まりしがち。忌憚のない自由な意見の取得が課題。 継続的に実施することで、改善点が明確になる。
86	役	G	社外監査役に対して、タイムリーな情報提供と社外取締役、会計監査人との緊密な連携
87	等	P	社外取締役監査等委員の各委員が、社内取締役よりも、業界や社内の状況の理解が乏しいのはやむを得ないが、それをもって、監査等委員会、取締役会において、臆することなく、自由に質問、意見を述べれる、環境や雰囲気作りが大切である。社内常識にとらわれず、多様性ある観点で、論議されることが実効性を上げると思われる。
88	等	S	取締役からの監査等委員会評価への要望などのヒアリング
89	等	S	取締役会が監査等委員会の意見を重視する社内環境
90	役	S	取締役会側との相互理解、相互尊重の意識。
91	役	P	取締役会等の席上での積極的な発言活動は重要であるが、会議体以外で業務執行取締役との非公式な会話等によって、監査役会の実効性を高めている部分がある。
92	役	P	十分な時間を確保した上で、執行側・会計監査人・内部監査部門との情報交換を踏まえた監査役間の建設的な議論。
93	役	P	潤沢並びに正確な情報収集、収集情報のモニタリング、内部監査部署との更なる連携
94	役	P	常にPDCAサイクルをまわしていくことが重要 可能であれば何年かに1度は第三者評価も必要（予算の問題あり）
95	役	P	常勤と非常勤との間の充実した情報共有と会社グループの経営課題、潜在的リスク等を踏まえた実効性を意識した監査計画の策定。
96	指	P	常勤監査委員による定常的監査活動の質的向上と監査委員会における情報共有化。
97	役	P	常勤監査役と社外監査役の情報格差によって社外監査役の助言内容や判断に影響を及ぼすことがないようにすることが重要。そのため平時の監査役会において常勤監査役と社外監査役が十分な情報共有を心掛けている。（含、社外監査役の疑問解消）
98	役	S	常勤監査役と非常勤監査役の意思疎通。（非常勤取締役とも）
99	役	P	常勤監査役の監査活動に対する社外監査役の指摘・助言など率直な意見。
100	役	P	常勤監査役の情報収集力向上、監査役間の情報共有、執行側との密な意見交換と信頼関係構築、リスク管理やガバナンスに関する知識吸収。

101	等	P	親会社およびグループも含めた監査資源の充実化
102	等	S	前例の踏襲ではなく最新の監査環境に対応していくために、他社事例や、社外の監査等委員からの情報や意見を取り入れていくことが重要だと考えている。
103	指	P	全メンバーが、等しく十分な情報量をもって議論をし、課題を共有して改善をする。このサイクルを継続して回すこと。
104	役	P	代表取締役との信頼関係の構築
105	等	P	中期経営計画の進捗評価、地政学的リスクへの対応、経営課題の取締役会へのフィードバック、ITシステムの理解、人的資本経営の浸透、サステナビリティ基準への対応
106	役	P	定期的な評価、監査役以外への評価（社外取締役）
107	役	S	的確な社内情報の把握と問題点に対する会社側対策の検証・提言の充実。
108	等	S	当社は監査等委員会は3名で構成されており、1名は社内常勤、2名は社外である。社内の論理を押し付けることなく、執行側に立った発言なきよう、独立性に関して意識することが肝要と考えており、社外監査等委員へもその旨、遠慮なく協議することを意識している。
109	等	S	当社は監督機能の強化と意思決定の迅速化を実現することを目的として監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ機関設計を変更した。今後、監査等委員会による取締役の職務執行の監査や充実した組織監査を実現することにより、内部統制体制のより一層の強化を図る必要がある。
110	指	P	特に当社においては、監査委員会の委員が全て社外取締役であり、取締役会や他委員会にも所属している。参加者の重複が多いことから、各会議体での役割を明確にし、議論が重複しない、効率的な運営が必要。
111	等	P	特に非常勤社外の監査等委員に提供する適時適切な情報発信
112	役	P	独任制の下、ガバナンスの担い手として集う監査役一人ひとりが、実効性評価項目を考慮した日々の監査活動を心掛けること。
113	役	S	独立性はもとより、情報収集（特にグループ会社情報）、社外監査役・社外取締役、内部監査部門、会計監査人との連携
114	役	P	内部監査室との連携をしっかりと取る事が非常に重要であると考えています。 また 会計監査人・社外監査役の情報交換も需要です。
115	等	P	内部監査部門やコンプライアンス部門をはじめとする内部統制部門との密な連携が重要だと思う。取締役会での議論を踏まえて会社全体の経営課題を認識し、それから生じ得る重要リスクについて、内部統制部門を通して、情報収集を行うことで経営陣の実効的な監督・監査を行うことができると考える。
116	役	P	年1回の実効性評価アンケートによって、改善に繋がる適切な評価項目が設定され、適宜項目が更新されている。
117	役	S	評価結果そのものよりも、評価の過程における監査活動等の振り返り、および課題認識が重要と史料。

No	F1	F2	AQ24 監査役会の実効性評価の実施による効果
1	等	P	1年を通じて活動した総決算として、各監査等委員が感じている課題感を炙り出すことが出来た。更に、それをベースに次年度活動への改善方法の協議もしっかりと出来た。そのdiscussionを通じて、本当に忌憚のない意見を言い合える監査等委員会となった。
2	指	S	3名の監査委員で、評価が微妙に違うところがあり、今後の活動の改善及び目標の設定に役立った。
3	役	P	アンケートコメント欄の記載内容を討議することで、各評価項目における課題の明確化や強化すべき事項について共通認識を図ることが出来、翌年の監査活動に繋がった。
4	役	P	アンケートによる自己評価と集約後の個別議論を通じて、監査活動が独善に陥っていないことを確認するとともに、自社の課題が整理できた
5	役	P	アンケートに普段から考えている監査役会の問題点や課題を率直に記載することで、監査役各人の問題意識が明確となり、改善活動に繋がること。PDCAをきちんと回す意識が重要。
6	指	P	アンケート結果や基準に照らした実施内容を改めて確認することで、問題認識や課題を監査委員の全員で共有し、今後の改善の方向性を協議できた。
7	役	P	チェックリストに基づいてひとりひとりが今期の状況や体制などを再評価することで、課題やさらに注力すべき内容が確認できる。
8	役	他	チェックリストに従い実効性評価を行うことで、監査活動の視点で不足している点を明確化でき、監査役会での議論が進んだ。
9	役	S	どの分野への取り組みが不足しているのかについて検討、議論が出来、来期の監査計画に、取り組むべき重点課題の抽出に役立った。
10	役	S	一つの事象に対する認識の違い。3人3様。
11	等	P	課題が可視化されたことにより、次年度の監査活動に反映することができた。
12	役	S	改めて監査役会に求められるスキル等の向上を意識した。
13	役	P	改めて有効性に関する検討、議論ができ、各監査役の問題意識や監査役会の課題が整理された
14	等	P	各委員、特に社外監査等委員の関心事項がより明確な形で把握できた
15	等	P	各監査等委員の課題認識の共有や次年度の監査計画に織り込むべき課題が明確になった。
16	役	P	各監査役がどのように考えているか、相互理解が深まり監査役会としてどのように取り組んでいくかの計画を作成する際の参考情報にすることが出来た。
17	役	P	各監査役の監査目線や課題感のすり合わせ、毎年度の監査計画に反映させることで監査活動のPDCA向上に寄与している。
18	役	S	各監査役の忌憚のない意見が表明され、文章による意見表明の強さと気づきが得られ以降の会議運営に役立った。
19	等	P	各評価項目について、選定・評価・結果に至る各タイミングで議論が出来ること
20	役	P	活動内容を振り返ることで、よかった点や反省すべき点が明確となり、次年度計画に反映させることができる
21	等	P	監査の品質レベルについて、各監査等委員の認識と現在位置を確認出来た。
22	指	P	監査委員会をサポートする体制の強化が必要と認識され、そのための体制及び人材配置の拡充がなされた。
23	役	P	監査活動におけるリスク情報などの情報収集と課題を共有化し、継続的なモニタリングや執行側からの説明をうける仕組みと改善への提言に結び付けられているかのチェック（自己点検）に役立っている
24	役	P	監査活動の振り返りを行い、重点監査項目の設定など監査計画の課題、積み残しなどを議論し、来期の監査計画につながった。
25	等	P	監査計画については、常勤、スタッフの意見で作成してきたが、社外監査等委員の意見も反映することができるようになった。
26	指	P	監査計画の実施状況の振り返りを多面的に実施することで、次年度の監査計画につなげていけた。
27	役	S	監査計画の裏付けが得られること。

28	等	P	監査等委員による議論を重ねることで自社の課題の整理と監査等委員会の実効性を高めるための施策が立案された。
29	等	P	監査等委員のなかでの課題感のすり合わせを行うことができ、今後の監査等委員会の議題の設定に生かすことができた。
30	等	G	監査等委員会に期待されている役割等を改めて確認する機会となる
31	等	P	監査等委員会への移行を機に始めたが、委員会運営のベストプラクティスに向けたPDCAツールとして有効であった。 毎年度の監査計画策定プロセスに組み入れることで、論点が整理され、議論を深めることができた。こうしたプロセスを取締役会にフィードバックし監査等委員会としての姿勢を示すことで、取締役会の監査等委員会に対する信頼感の向上にも繋がっているものと思われる。
32	等	S	監査等委員会設置会社で、取締役会全体の実効性評価を行うことにより、（監査等委員でない）他の取締役が監査等委員の業務の内容や状況に関して、少しだけ理解を深めたと思われる
33	役	P	監査役は監査活動を担当範囲を決めて行っているが、改めて実効性評価で監査視点を確認することで、監査役個人にとっても良い振り返りになる。
34	役	P	監査役会での審議や議論が活性化したと思う
35	役	P	監査役会としてやるべきことの再確認に有効であったと思います。
36	役	S	監査役会として成すべき課題の明確化が図れた。・経営とのより濃密なコミュニケーションの強化が図れた。・関係部署長とのより強固なコミュニケーションが図れた。
37	役	P	監査役会の運営全般で言えることとして、常勤監査役からの一方的な情報提供になりがちなどころ、特に監査計画の策定について、社外監査役からの積極的な意見が出るようになった。
38	役	他	監査役会の実効性評価の実施によって適切性に係る状況を確認。その結果について、監査役全員で取組みの方向性や課題等を議論し、今後の運営に反映することができた。
39	役	P	監査役監査の執行状況を評価することができ、次年度の監査実務の展開が強化・後押しされた。
40	役	G	監査役間の認識のすり合わせができた。適切な監査役会運営が行えていることの確認ができた。
41	等	S	規則・基準をもとに定期的に評価することで、対応しきれていなかった事項や、対応するにあたっての基本スタンスが確認できた。
42	等	P	形式的な議事の排除。これにより、出来た時間で、深度ある審議が可能となった。結果として、形式的リスクチェックだけでなく、リスクテイクを促す審議結果となったケースがある。
43	役	P	個々に捉えていた課題が共有化され、監査計画を見直すPDCAに組み入れる機会に繋がった。また、常勤監査役と非常勤監査役とで十分な議論を交わす機会となった。結果的に監査役監査の実効性向上に寄与している。
44	等	S	今一度、自由な意見を聞けること
45	等	P	昨年が初めての实効性評価。他社事例など参考に自らの活動の振り返りとして実施したが、気づき事項等課題を確認できたことは良かった。次年度計画に気づき事項を盛り込んで策定できたことは良かった。
46	役	G	昨年末の上場で上場企業としての監査役会の実効性評価を初めて実施したが、上場前から実施していた活動を振り返ると共に、今後の監査役会の活動に向けた議論が行えた。
47	役	P	資料事前配布や買収先の早期監査実施などの改善が図れた
48	役	P	次期の監査計画立案に向けた課題認識を監査役全員で共有すること。
49	等	G	次期監査等方針・監査等活動計画策定のインプット情報としての活用で、効果の高い監査等活動の実現と、説明性確保に寄与している。
50	役	P	次期監査役会の水準を向上させることが出来ると期待しています。（実効性評価を実施したばかりなので、来期に期待しております。）
51	役	P	次年度に向けての監査の質の向上。新任監査役に対する教育。
52	役	P	次年度の監査計画策定に当たり、各監査役の課題認識の共有ができた。

53	役	P	自己評価形式のアンケートではあるが、あらためて監査役役割、監査役会の課題等を議論する契機になった。
54	役	P	自社グループの問題点や課題の明確化が出来た。
55	等	P	自社の課題・問題点の整理に役立った。今後第三者機関からの助言等も検討していきたい
56	役	他	自社の状況がより鮮明になり、年々監査活動のレベルが向上している。
57	役	P	自社の問題点や課題の議論が整理できた他、監査活動の分析をもとに執行部における課題について経営陣との間で認識の共有・擦り合わせができた。・次年度の重点監査項目や監査方針への反映に繋がった。
58	等	P	自社の問題点や課題を抽出し、監査の水準の向上や運営の質の改善につなげてゆくことができる。
59	等	S	自由に討議できるようになったこと。
60	役	P	実効性評価アンケート実施とその結果に基づいた監査役会でのディスカッションを行うことで、自社の問題点や課題の議論が整理された。
61	役	S	実効性評価で得られた改善意見を、翌年度の監査計画・運営に反映させ、翌年度の評価は向上している。PDCAを回すことができていると評価している。
62	等	S	実効性評価により浮き彫りになった課題について、その解決に向けた活動を次年度監査計画に織り込むことができている。
63	役	P	実効性評価の実施により、実施してきた監査の内容について議論がされ監査役として今後の活動をブラッシュアップできることにつながった。様々な意見交換できる機会にもなった。
64	指	P	実効性評価の実施は、全メンバーが、等しく十分な情報量をもって議論をし、課題を共有して改善をするための有用かつ効率的なツールである。
65	役	P	実効性評価を実施することで、各監査役で振り返りを行うことになり、課題について議論を行いが毎年改善を行っている。・社外監査役の評価、社外取締役へのヒアリングを通じ、他社の状況や他社と比較して自社の課題が浮き彫りになった。
66	役	P	実効性評価を実施することで、当監査役の課題が見えてきたこと。それを翌期の監査計画に反映させることができる。
67	指	P	実効性評価を通じて、現行の監査活動に対する意見や、今後重点監査項目で取り扱うべき項目の希望など、改めて監査委員会の関心や懸念について、整理、把握することが出来た。
68	等	P	実効性評価を通じて、抽出した課題を次期の監査活動や重点監査項目に反映させることで、監査等委員会の機能や運営プロセスを改善することができた。
69	役	S	実効性評価を通じて、本来あるべき姿の再確認が可能となる。
70	役	P	実施前でも振り返りの議論をしたうえで次年度計画を策定していたが、項目ごとに各監査役の見解を確認するプロセスが加わることで、検討が深まった。
71	役	P	社外監査役から見た当社の課題・提案を聞くことができる。監査活動で、より注視したい、活動の要望等を吸い上げることができる。
72	役	P	社外監査役が日頃感じている社外目線での指摘・要望事項等について実効性評価ヒアリングの場を活用し本音を聞き出せている。指摘・要望事項等をその後の取組みに反映することで監査活動の充実を図ることができつつある。
73	役	P	社外監査役の低評価の項目を議論・検討し、改善内容を次の監査活動に反映することができた。
74	役	P	社外監査役の認識醸成に役立つ。 監査活動を振り返り、次年度の取り組むべき課題を監査役間で共有。 実効性評価で次年度取り組むべき課題を上げ、これを次年度の監査計画重点監査項目に選定するというPDCAが回っている。
75	役	P	社外取締役と、企業価値向上に向けた実質的な議論を行う大きな端緒となった。 「単なる自己評価からの脱却」という目的意識をもって設問等を見直すことで、結果として、監査役自身からも新たな課題が提示された。
76	指	P	社外取締役等の意見や要望をヒアリングし、課題を把握する良い機会であるとともに、改善への取り組みが行われる点。

77	役	P	取締役を含めた評価とする事で、監査役だけではないポイントでの気づき等があった。
78	役	P	取締役会での監査役の有効な意見形成に役立った
79	等	P	取締役会の実効性評価と同時に実施しているので、自社の問題点、課題など改めて再確認でき気づくことがあった。
80	役	P	取締役会の実効性評価と併せて実施しており、役員間で当社の課題共有（目線合わせ）が出来た
81	等	P	取締役会を含めた議事運営の効率化や実効性の向上。
82	役	P	初めての実施であったため、まずは本音のご意見が伺えた事、それを監査役会メンバーで共有できた事がよかった。
83	役	P	少なくとも運営に関しては社外監査役の意見を反映して、社外監査役の関与を増やしている。
84	等	P	常勤監査等委員からの日々の監査活動を通じた課題認識の共有に加え、非常勤（社外）監査等委員の知見や客観的な立場からの意見により、自社の問題点や課題の議論が整理された。
85	役	P	常勤監査役1名体制では、グループ会社等が増加したことで負担が重くなっていることを社外監査役が意見してくれたことで、監査役会の専従スタッフが1名つけられた。
86	役	S	常勤監査役である自分としての気づきの元となり、次年度の監査計画（重点項目等）の検討に役立つ。執行部との結果共有により、監査活動内容の理解につながる。
87	役	S	常勤監査役の監査活動の社外監査役の理解認識が促進された 監査役監査基準と実態との検証により必要深度の確認ができた
88	役	P	前年度からの改善点と実効性向上のための課題点が明確になり、監査方針・監査計画を立てるための良い材料になった。また監査役会の議論の活性化につながっていると思う。
89	等	P	前年度の課題点を解決すべく監査活動を展開するため、年々実効性が高まっていく傾向にある。
90	等	P	他意見を参考にして監査等委員会を進歩させた
91	等	P	他社の実施状況（公表物）や書籍等（日本監査役協会等）の情報収集を通じて、監査活動の充実、実効性向上に向けて自社の問題点の洗い出しや監査活動の改善に繋がっている。
92	等	S	他社やネット情報をベースに評価項目を設定したことで、他社の状況を垣間見ることができた。 ある程度客観的な評価項目を設定したことで、評価結果をもとに自らのポジションを確認することができた。評価結果（評価と自由記述）を全員で協議することで監査に関する認識を全員で整合し共有することができた。
93	指	P	第三者機関からの助言を得て、課題の気づきになった。
94	役	P	第三者機関から具体的に課題の指摘を受けることで自社監査役会の問題点が明確になった。 一連の評価プロセスを経て、各監査役の考えが共有され、課題や今後の取り組みについて議論、整理し、次期監査計画につなげることができた。 実効性評価の開示により、投資家等へ監査活動の説明を充実させることができています。
95	指	P	第三者機関による体系的かつ（評点方式による）定量的評価を得ることにより、監査委員会の実効性に係る現状及び課題について俯瞰的に確認することができた。
96	等	S	当社では常勤監査等委員がほぼ全ての業務を行っているが、非常勤監査等委員においても監査活動の基本を認識する機会になると考えます。
97	等	P	当社は実効性評価項目を監査等委員会等監査基準においていることから、まずは、法的な部分については、少なくとも漏れがないことがあり、実効性において、法的にマイナスの対応しなければいけない非効率さがない。
98	役	P	当年の監査役としての活動を振り返り監査役会で議論することで、監査役会として重点的に取り組むべき事項が整理された。
99	役	P	当方としては実効性評価の結果は十分に合格点を取得できると自負しているが、さらに点数を上げるにはどうすれば良いかという点で参考になった

100	役	P	年1回のチェックリストによる評価確認を行う事により、①監査役職務概要を確認する、②監査役が負う法的責任の概要を知る、③監査役自身の職務遂行状況を確認 より各監査役のスキル向上、自社の課題の議論から、次年度の監査計画へ繋げる等 いわゆるPDCAが回せるようになった。
101	役	P	年に一度、監査役会メンバーが自己評価をすることで、課題や状況について共通認識に立てる事。
102	指	P	年間の監査委員会の活動に関する議論を通して、次期の監査計画、重点項目の策定に向け、課題が整理された。
103	等	P	評価および結果について討議を行うことで、より向上させるべき事項の認識が高まった。また委員間での認識共有ができた。
104	役	P	評価を行うことで、監査役会活動に何が不足し、何を強化する必要があるかが各監査役に明確になった。監査役会の具体的な活動項目の検討水準が向上した。
105	役	P	評価を行うことにより次年度の監査計画に課題を反映できる。監査役会の運営をより効果的・効率的なものに改善できる。
106	役	S	評価結果や各監査役の意見を次年度の監査計画に反映し、監査活動の充実につなげることができた。
107	等	P	評価項目に関して、個々の監査等委員の考えや監査等委員会としての課題、執行側の改善点を把握しやすくなった。上記の改善点を踏まえ、より実効性のある監査計画の策定に寄与する。
108	等	P	評価作業によって、各監査等委員の認識を改めて確認出来たうえ、監査等委員会の課題がより明確となった。
109	役	S	評価作業を議論することで情報量が増加する。
110	役	P	評価作業を行い、その結果を監査役間で共有することで、監査内容やその水準について検討、議論ができ、自社の問題点や課題の議論が整理された。
111	役	P	評価作業を行うことで、監査役それぞれが感じている認識が共有・議論ができ、課題の抽出、監査項目への反映、執行側への申し入れ事項が整理された。
112	等	S	評価作業を行うことで、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への機関設計変更による監督機能強化にかかる課題が整理された。
113	役	P	評価作業を行うことで、知見のある社外監査役から他社と比較しての課題や不足点を指摘してもらい、品質向上につなげることができている。
114	等	S	評価作業を行うことによって、自社における監査のあり方や課題が見えるようになり、監査等委員会で共有できるようになった。
115	役	P	評価作業を行なう事で改善すべき項目、特に社外監査役の意見を明確にすることができ、次期の重点監査事項のレベルアップに繋がられた
116	役	P	毎年新たな監査方法等のアイデアを実行している
117	役	S	翌期の監査計画における監査の視点や具体的な監査活動策定時の参考
118	指	P	自社の問題点や課題の議論が整理（継続的に確認・改善されている）。 監査委員会含めた取締役会の実効性評価の開示により、ステークホルダーからの信頼性向上につながる。

No	F1	F2	AQ25 監査役会の実効性評価に対する感想や意見、また課題や改善点など。
1	役	P	1年間をきちんと振り返るのは重要であることを再認識。「監査報告」に集約されるまでの1年間の活動を評価し、改善点や不足箇所を認識して次期の計画に盛り込む。PDCAが十分に回るかはこれからだが、自分自身の目標にもなり有効であると感じた。弊社は第三者機関を利用する程のレベルではないが、それぞれの会社にあった内容で実施することは意義があると思う。
2	等	他	①評価基準の明確化:実効性評価の基準が曖昧だと、評価結果の信頼性が低下します。評価基準を明確に設定し、具体的かつ測定可能な指標を用いることが重要です。 ②定期的な実施:実効性評価は一度行うだけではなく、定期的の実施する必要があります。継続的な評価により、改善の進捗状況や新たな課題を把握することができます。 ③評価結果の活用:評価結果を単に報告するだけでなく、実際の改善行動に結びつけることが重要です。評価結果に基づく具体的なアクションプランを策定し、実行する仕組みを整えることが求められます。 ④監査役会メンバーの関与:監査役会メンバー自身が評価プロセスに積極的に関与することで、評価の妥当性が高まり、改善へのコミットメントが強化されます。メンバー全員が評価の重要性を理解し、協力することが大切です。
3	等	P	4年継続して使用したアンケート項目のアップデートは必要。
4	等	P	あくまで自己評価であるため、第三者からの評価も検討する必要があると考える。
5	等	S	アンケートについては、①取締役会への役割、課題の認識②アンケート内容の陳腐化③企業価値向上とのかかわり等へ対応した設問項目への変更を検討する必要がある。
6	指	P	アンケートについては評価の点数といった項目よりも、むしろ自由意見を記載する部分が有効だと思った。アンケート項目数を多くするよりも、意見や要望を吸い上げることが重要。
7	役	P	アンケート調査による自己評価なので、将来的には第三者機関等の助言等を得ることで、自社の問題点や課題の把握と対策に対する認識を得ていく必要があると考える。
8	役	P	自己採点（評価）のみのため、他社との比較ができない。自己満足に終わっている危険性はない
9	等	P	やり方は各社各様で良いが、自分達の活動を振り返って、次年度活動への改善案を協議することは、必ず実施すべき活動と考える。
10	役	S	以前より年度末に監査方針に対する振り返り等を実施し、是正点を翌年に生かすアクションを取っていた事から「実効性評価」に対する懸念は無かった。
11	役	P	会計監査人、社外取締役、内部監査室長等を評価者に加えることには監査役の役割、独立性の観点からも適切ではないと考えている。
12	等	P	会社全体、監査等委員会の課題点が再認識される良いきっかけになる。 実効性評価においては、継続的に実施するなかで、形骸化しないよう適切な評価項目を毎回設定し、評価結果を受けての改善策を今後の活動に反映していく必要がある。
13	役	S	回を重ね評価項目の加除を実施し内容を充実させたい。 他社例も参考にしたり、取締役からの意見も聴取し参考にしたい。
14	等	P	各監査等委員が監査等委員会のあり方や運営等について、率直に議論を行うことは監査等委員会の実効性を高めるうえで十分意味のある活動であり、継続致したい。
15	役	P	各機能部門や各事業部からの報告は実情をよく理解できるので、引き続き充実してほしい。現場の負担や状況、感触を監査役会でもっと共有してほしい。 制度そのものについては、根拠法令、規則等がなく、実効性評価の結果を外部に表明する必要がない（取締役会はCGC4-11(2)で表明している）
16	指	P	各質問に対して、評価点を付ける仕組みとなっているが、その点数の付け方は人により、やや客観性に欠ける面がある。
17	等	P	各社で統一された評価方法がないので、他社でどのような評価項目を選定しているかが参考としてわかると良い。
18	役	S	各社により監査役監査には違いがあるので、共通一律的な実効性評価が必要なのか検討する必要性は感じている。

19	指	P	監査委員 1 人 1 人の意見の背景を全員で共有して、監査委員会として課題を明確にしていくことが重要であると思う。
20	指	P	監査委員会実効性評価を含む取締役会実効性評価は、次年度の取締役会運営方針策定には必要な取り組み。 経産省等が推奨する取締役の「相互評価」については、次回に向けて期待する効果との適合性を検討。
21	役	P	監査活動は閉じた活動になりやすいため、実効性評価を契機に、監査役の監査活動を広く理解していただけるように改善していきたい。
22	役	S	監査活動全般を振り返る良い機会であり継続実施したい。アンケート項目を更に見直し、より具体的な課題抽出の基礎資料として活用したい。
23	等	G	監査等委員会活動の継続改善のインプット情報とするため、PDCAのCheck-Actの可視化を目的として自主的に開始した活動であり、リスクアプローチの「リスク評価」と併せて今後とも継続実施したいと考えている。
24	等	S	監査等委員会設置会社の取締役会全体の実効性評価に対して、次回の取締役会で議論を行う予定となっており、その議論により取締役会、監査等委員会、指名報酬諮問会議の実効性が高まることを期待している。
25	役	P	監査役が目指すゴールを取締役・執行部が評価するとは限らない。何を以て「実効性有り」とするかは企業毎に異なり、且つ難しい課題である。
26	役	P	監査役会に対する各監査役の考え方を知ることができた（なお、回答は個人が特定されていない）。
27	役	P	監査役会のあるべき姿を明確にして、実効性の評価を実施していくことが肝要である。それには評価項目も毎年改善していくことが望ましい。
28	役	P	監査役会の実効性評価について、各社の監査役会は試行錯誤で対応しているのが現状。会計監査人の評価項目のように、日本監査役協会におかれては、アンケート項目の事例集を取り纏め、Best Practiceを示してほしい。
29	役	P	監査役会の実効性評価は現在、監査役会のみで行っているが、取締役等の助言等得ることが望ましいと考えている。
30	役	P	監査役会の実効性評価をもとに、監査役会としての課題抽出とともに、取締役会に対する提言についても監査役会で協議している。
31	役	P	監査役会の実効性評価を実施することで、ステークホルダーからの信頼を高めることが出来ると思います。まだ実効性評価の結果を内部・外部に開示する試みをしていないので、今後検討していきたいと考えます。
32	役	P	監査役会の実効性評価を通じて監査役の監査活動のPDCAを回すことが出来る。評価を行う事で活動の振り返りを行い、時期の活動計画に反映することが出来る点がメリットだと感じた。
33	等	S	監査役会の重要性が増している状況下、監査役会の実効性と会社の中での役割改善、結果としての取締役会の実効性改善のため、監査役会の実効性評価を取締役会の実効性評価と法的又はCGCに裏付けされた同等の位置づけにする検討があってもよいと思います。
34	役	P	監査役監査の改善のための振り返りとして位置づけている。評価の内容を外部公表する会社もあるが弊社は未だその段階ではないように考えている。
35	役	P	監査役人数が少ないので、大きな問題ではないが毎年似たような結果になってしまうこと。
36	等	S	気付きを共有化するため、特段の課題等が認識されていなくとも、実施・継続すべきと考える。
37	等	S	形骸化は免れない処と考えるが、上記の効果を期待、当面セルフチェックを続けたい。
38	役	P	継続的な運用と監査の高度化への意識の醸成につなげられるかが課題。
39	指	P	継続的に第三者機関による客観的な評価を実施することは重要と思われる。
40	等	P	現在は委員会運営に特化した項目であり、確認項目を見直し、広範囲に意見を集めていきたい。
41	等	P	現場の状況を幅広く確認し、内在する経営課題を明らかにする。他社監査等委員会とのデータ比較

42	役	他	現状は監査役会での議論にて評価をしているが、主観的な評価になりがち。
43	役	P	現状では事前アンケートに基づき、5名の監査役で課題について十分な議論ができており、出た課題について次年度の改善に生かしていると考えている。
44	役	S	現状は監査役会で閉じた活動であるが、取締役会との課題共有の有効な手段として活用を検討したい。
45	役	P	今回で3回目の実施となり、それぞれ異なる第三者機関を起用したことで、ひとつの課題は出たように見受けられるため、今後評価プロセスも含めて実施方法を検討していく必要がある。
46	役	P	今後、さらなる客観性を担保していくため、例えば、コンサルではなく、監査役協会の中に独立した組織（機関）等ができれば、色々なノウハウが蓄積され、会員がそれらを二次利用できないかと考えます。
47	等	P	今後更なる実効性向上のため、引き続き実施していきたい。アンケートの項目など、よりよい実効性評価が実施できるようにするため、工夫をしていきたい。
48	等	P	最近まで日本監査役協会等でもまとまった情報が無かったが、最近セミナー等でも出てくる様になり、更なる改善への活用が出来るようになる。
49	指	P	時勢や個社課題等を踏まえ適宜アンケート項目について見直しを行っていくことも検討の余地がある。
50	役	P	自己評価のため、他社との比較に基づく問題点や課題の気づきがない
51	等	P	自社の評価結果のポジションが分からず、比較対象がないことが課題
52	指	P	実効性評価と称してある期間に集中的にそれを行う方法だけでなく、年度監査活動の振り返りから次期監査計画策定に係る議論等も実効性評価の一部をなすものとして最終的な実効性評価の取りまとめへと有機的に結び付けていくアプローチを取ることで「実効性評価の実施」というハードルはかなり下がるのではないかと。
53	役	P	実効性評価に対する感想は特になし。今後も継続していく。 課題は、評価の客観性をいかに高めるかと社外への有効な開示。
54	役	P	実効性評価をしなくても、常に監査活動の振り返り、見直しをしながら期中の活動を行い、計画を立てているので、実効性評価の有効性をあまり感じない。
55	役	P	実効性評価を継続しこれを有効に活用する常勤監査役の強い意思と社外監査役の協力体制が必要と認識。それには、監査役を選任（誰が監査役を選任するのか）が重要であり、監査役会の構成を執行側任せではなく監査役自身が意思を持って関わり執行側に提案することが重要。
56	等	P	実効性評価を行ってきたが、当初の単なるアンケート結果の評価得点の他社比較があまり意味がないことがわかった。（毎年、意識が向上し、辛口の採点となる傾向がある。）自由記述欄を利用し、問題点のヒントを把握し、監査等委員会においてディスカッション素材として利用し、深度ある審議を引き出すことができるように思う。
57	役	P	実施はしているものの、現在のアンケートによる運用が最適かどうかの結論は出せていないため、今後も実施の際は前年踏襲ではなく都度やり方を検討する必要がある。
58	等	P	実態の見極め、現実と理想のギャップをどのように評価するか。
59	役	P	社外取締役との意思疎通の改善により、監査役会／取締役会の機能強化に繋がっていると考えられ、今後、更なる改善に向けた検討を行っていく。
60	役	P	取締役会の実効性評価と一体の評価として監査役会の実効性評価を実施しているが、監査役会単体での体制や運営などについて改善を回していけるような設問等としていく必要がある。（評価相手の選定も含めて）
61	役	P	取締役会の実効性評価と同様に、評価項目に関しては固定化（定点観測・評点比較）に拘らず必要に応じて見直しを行っていくことが大切と感じた。

62	指	P	取締役会の実効性評価には「自己評価」があり、自らの取締役会や所属する監査委員会への貢献の状況を振り返り、改善点を考えることで、定期的に自身のパフォーマンスを見直す良い機会になっている。他の取締役からの自身に対する改善点や強化すべき点等の指摘をフィードバックいただくと今後の活動に活かせると思い、取締役会で提案している（問題があればフィードバックすると言われている）。
63	役	P	取締役会案件については（取締役会の時間短縮等のため）事前に監査役へ対面またはオンライン会議で情報提供していただき、その場で様々な意見を述べ、必要により取締役会議案の修正依頼や補足説明の要望をしている。したがって、実効性は高いと思われるが、これらの会議は議事録等が作成されていないので、評価しにくい。
64	役	S	前述のとおり、監査活動の改善に資するため、監査役全員が忌憚のない意見申告の場としての意識付けがさらに必要。執行部からの意見聴取も要検討。
65	役	P	他社がどのような実効性評価をやっているのかの情報はほとんどないので、今回のアンケートの結果を参考に今後の運営を考えていきたい。
66	等	P	他社の開示事例などを参考に質問項目を見直して評価の実効性を向上していきたい。いずれ実効性評価の開示を行ってステークホルダーへ適切な情報提供を行っていきたい。
67	役	P	他社の事例など、参考にする情報が少なかったため、自社の実施状況がどうなのか分からない。今後も毎年実施する中で改善していきたい。
68	指	P	他社や第三者機関の実施している具体的な評価内容や判断基準についての情報が少なく、自社の相対的な到達度が測りづらい。
69	役	P	他社事例も参考にした評価項目の刷新と、毎年継続的に改善する仕組みの構築。
70	役	P	第三者機関を使い、執行部からの評価も加えることが好例とされることがないように期待する。特に執行部からの評価は、独立性を棄損しかねず、意見を尋ねるのは有効であっても「評価」という言葉は適切でないと感じる。
71	等	P	当社では、取締役会については3年に1度の頻度で第三者機関による評価を実施しているが、監査等委員会についても客観的な評価を行うために4年に1度くらいは第三者評価を実施することも検討したい。
72	役	S	当社の場合、監査役会には大きな問題はなく、取締役会の方に課題が多いと認識している。
73	役	S	当社は、監査役監査で確認すべき事項を、公益社団法人日本監査役協会公開資料「監査役監査チェックリスト ④【上場会社編】」に基づき確認しています。 大企業では第三者機関での評価も有効だと思いますが、監査協会のメンバーの大多数は中小規模の会社だと思いますので、これらの会社に応じた「監査役会の実効性評価」の在り方をご提案いただきたいと思います。
74	役	P	統合報告書等で監査役会の実効性評価の内容についてどの程度開示を行うべきか検討中である。
75	役	P	日頃の監査役会においても実効性向上に向けた議論は行っているが、年に一度振り返ることで整理ができる利点がある。一方、各監査役により評価のレベル感が異なることに留意する必要があると感じる。アンケート項目が毎年同じだとどうしても評価が上昇する傾向にあり、項目の見直しも必要となる。
76	等	P	日本監査役協会監査項目のひな型を作れば、実効性評価を進める会社は増えると推察します。
77	役	P	年に1回、各監査役へヒアリング形式で監査役会の在り方を振り返ることができるよい機会だと感じているため、引き続き実施を予定している。
78	役	P	評価基準と判定ポイントが各社任せだと、自社の立ち位置が分かりにくいので、標準のモデル・レベルが提示されると、改善ポイントが明確になり、取組の改善がし易いと思います。
79	役	G	本アンケートのQ8（監査役会の実効性評価の評価項目）を参考に、不足している事項を次回において検討し、ブラッシュアップを図っていきたい。
80	等	P	毎年度の活動に関するレビューの一環として行う意味はあるものと考えている。 監査等委員だけを対象としていたが、今年度から監査等委員でない独立社外取締役も対象とすることによって、新たな視座を得られるのではないかと期待している。

No	F1	F2	AQ17 第三者機関の利用による利点。または課題や問題点。
1	役	P	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独立・客観的な立場から評価を得られた。</li> <li>・世間との比較や法改正の動向を踏まえた助言を得られた。</li> <li>・今後の監査活動をより一層充実させていくための具体的な提言を得られた。</li> </ul>
2	指	P	<p>アンケート回答に係る匿名性の確保。</p> <p>最終的な会社としての評価のための材料として、客観的な分析・評価を取得できる。</p>
3	役	P	アンケート作成や集計などの実務のほか、実効性向上への助言もいただける。またインタビューには社内の監査役スタッフは同席しないようにして、よりバイアスのかからない（よけいな忖度のない）インタビューの実現が可能になっている。
4	役	P	スタッフ負荷は軽減されたが、最大の目的であった他社事例等の知見の活用についてはそもそも第三者機関で知見が集まっておらず不満足な結果となった。
5	指	P	客観性の担保。他社との比較容易性
6	指	P	客観性を高め、定期的に外部の目を入れることで見方の固定化を回避できることを期待。従来の自己評価では気づけなかった課題抽出を期待するも、実際には重要な発見事項は無い状況（想定内の結果を検証）。
7	役	P	公平性があった。
8	役	P	最新の監査トレンドに関する情報、他社における事例などを入手することで、課題の抽出と対策立案に役立てることが出来た。
9	指	P	残念ながらQ13で回答した「第三者機関の業務内容」の成果物に付加価値が乏しい。こうしたこともあり、Q12「第三者機関を利用する目的」は、「4.客観性」の確保に止まっており、また、Q18「利用頻度」も「2.数年ごと」につながっている。
10	指	P	事務局によるアンケートでは得ることができない性格・内容の取締役からの評価・意見が得られる点が利点である。一方で、相応の費用がかかる点は課題。
11	等	S	自社で実効性評価結果を管理するよりも各取締役の実効性評価が忖度なく示されると思われる
12	指	P	取締役会における本議案の審議において質問することにより、他社や欧米のグローバル企業の状況等について情報を得られた。
13	等	P	取締役会実効性評価と併せて実施したことにより、評価結果の分析、課題が明確になった。
14	役	S	他社、過去の実効性評価の知見を基に、意見・助言がもらえる利点あり。
15	役	P	他社の優れた点に関する情報を入手し、翌年の監査計画に反映できる点が一番の利点
16	等	G	第三者が実施するため、他の役員に忖度することなく意見が収集される

No	F1	F2	AQ19 現在第三者機関を利用していない理由「その他」
1	役	P	まだ第三者機関を利用している会社が少ないため、自社のレベルの検証（第三者機関が蓄積しているデータとの比較）が困難と判断したため。
2	役	P	現在は結果の公表等も行っておらず、内部で振り返りを行うことで課題を把握・共有して監査品質の向上につなげることを企図しているため。
3	等	S	今回2回目であり、当面は自らの評価を優先し、その後に第三者評価の活用を検討したいと考えています。
4	役	P	昨年が初めての試みであったため、まずは自己評価から始めた。第三者機関の利用は運用を重ねたうえで検討したい。
5	役	P	自己評価のアンケート結果に基づいた監査役間の意見交換により、十分に課題が認識された。また、改善計画が監査計画に反映させるプロセスが確立されたことから、今の方式に問題はないと感じている。
6	指	P	自社グループの専門機関を利用しているため
7	指	P	取締役会実効性評価（監査委員会の実効性評価を含む）については取締役全員での議論において、第三者評価機関を起用する実効性評価方法も含めたプロセスの妥当性を検証した結果、従前の自己評価の有効性に加え、取締役相互のディスカッションの重要性が認識されたため、2023年度の取締役会及び監査委員会を含む各委員会の実効性評価については、自己評価方式をより充実させたいと継続するとの結論に至りました。
8	役	P	少人数で議論して実効性向上を実現するプロセスは確保できていると考え、第三者機関を使う有効性を確信できていないため。
9	指	P	早い段階から実施していて、年々評価項目を見直していく中で外部の利用を考えなかった。
10	役	P	第三者が監査役監査運営の実態を把握するのは容易ではないため、実効性に乏しい。
11	役	P	第三者に当社特有の統制環境を理解頂き、当社の監査役会及び監査役の日常的な活動を十分に共有したうえで的確に評価頂くのは手間が掛かるし、容易でないと考えるため。
12	役	S	第三者機関の利用が、自社の状況を勘案し、リソースの無駄になると思われるため。
13	役	P	定期的に第三者も利用している。(直近は利用せず)
14	等	S	当面セルフチェックとして監査等委員各自の行動の確認を主眼としている。
15	役	P	毎年監査役会実効性評価で、監査役全員から第三者起用を含む実効性評価手法につきコメントを求めているが、当面第三者起用の必要性を感じないとの結論に至っている。

No	F1	F2	AQ2-2 実効性評価の実施頻度「その他」
1	役	他	毎年3月に取締役会運営に関するアンケートとあわせて実施
2	役	G	取締役、監査役メンバーに変更があったとき等
3	等	S	チェックシートは毎期作成している
4	役	P	今期末監査時に初めて実施。今後毎年行う予定。
5	等	S	取締役会実効性評価の中に監査等委員会の項目が含まれ、監査等委員会設置会社に移行後(2020年度以降)は、監査等委員会に対する実効性評価を含めて毎年実施している。
6	役	P	前期より開始、今後毎年実施予定
7	役	P	今回初めてトライアルの形で評価項目を決定し意見交換
8	役	P	今回が初めての実施です。
9	役	P	2016～2022年度は隔年。以降は毎年。

No	F1	F2	AQ3-2 最終評価月の監査計画に対する時期「その他」
1	役	P	半月前
2	役	P	策定前(3か月前)。実効性評価のプロセスは、評価項目および基準等の見直し準備(12月～1月)、監査役会共有(実効性評価の実施、変更事項の有無)(1月)、実効性評価実施(2月)、実効性評価結果取りまとめ(3月)、課題の抽出(3月～4月)、課題に対する改善案の議論(4月～5月)、監査計画への反映・監査役間議論(5月～6月)、監査計画の確定(6月)

No	F1	F2	AQ4-1 実効性評価の評価者「その他」
1	役	P	各監査役による自己評価
2	等	S	監査等委員である取締役以外の取締役
3	等	P	監査等委員会設置会社移行後過去2回は監査等委員による自己評価。3回目は監査等委員でない独立社外取締役からの評価も加え現在実施中
4	役	P	監査役会事務局（スタッフ）による企業価値貢献度評価、取締役へのアンケート
5	役	P	監査役及び社外取締役
6	役	P	事務局、監査本部長など、監査役会出席者
7	指	P	自社グループの専門機関
8	役	P	社外を含む取締役、関連部門、会計監査人も評価実施
9	役	P	社外監査役へのヒアリングの際は、常勤監査役が聞き手となり同席している。
10	役	P	取締役および監査役
11	役	P	取締役による評価
12	指	P	取締役会および他の委員会と同時実施のため、全て総務部作成・集計の上、結果を取締役に報告
13	指	P	取締役会議長をリーダーとする独立社外取締役の主導、監督のもとで実効性評価を実施し、独立社外取締役会議での議論を経て、取締役会として評価（定期的に第三者機関による評価を実施）
14	等	S	取締役会実効性評価の中で実施
15	等	S	取締役全員
16	指	P	取締役全員が各自、取締役会及び3委員会に関する評価をし、第三者機関及び取締役会事務局にて取り纏めた評価結果資料を取締役全員で共有し、取締役会議長の主導のもと取締役会において討議し、実効性評価を合意している。
17	等	S	常勤監査等委員が監査等委員会監査等基準に準拠してセルフチェック表を作成更新、それぞれが自己評価したものを一覧に纏めてフィードバックしている。
18	等	P	信託銀行主催のアンケート調査への回答 監査等委員会においての審議
19	役	P	内部監査室及び会計監査人による評価
20	等	P	法務部

No	F1	F2	AQ4-2 補佐・助言などの関与者「その他」
7	役	P	「一般社団法人 監査懇話会」の情報を参考に行なっている
3	等	S	ガバナンス委員会
6	等	P	スタッフにて設問の素案作成後、常勤の監査等委員が精査し設問を決定する。
9	等	P	監査等委員全員で議論している
2	役	P	監査本部長（内部監査部門）
4	指	P	自社グループの専門機関
5	役	P	社外取締役
8	等	P	常勤が日本監査役協会等のセミナー・情報を元に判断
1	役	P	内部監査室

No	F1	F2	AQ5-1 実効性評価の手法「その他」
1	等	S	ガバナンス委員会
2	指	P	コーポレートガバナンス委員会での意見交換・議論を経て取締役会で報告
3	等	S	その年度の監査計画に対して、監査方法、監査結果、エビデンスの確認を常勤監査等委員がチェックし、その結果を全監査等委員で確認する。
4	等	P	過去2回は監査等委員へのアンケート。3回目はこれに加えて監査等委員でない独立社外取締役へのインタビュー、ヒアリングを追加し実施中
5	指	P	監査基準、および監査計画に照らした実施状況
6	等	S	監査等委員会規則、監査等委員会監査基準等の個別規定毎に活動内容を評価
7	等	S	監査等委員会設置会社として取締役会全体の実効性評価が行われ、その中に監査等委員会に対する評価が含まれている。
8	役	P	監査役会議事録、監査調書の閲覧など。
9	役	P	社外監査役のみ対象のアンケート
10	指	P	取締役が対象のアンケート、インタビュー・ヒアリング、取締役会での意見交換・議論
11	指	P	取締役会での意見交換、議論
12	指	P	第三者機関による取締役へのアンケート、議事録等の資料閲覧等。
13	役	P	評価項目を列挙し、各項目について意見交換

No	F1	F2	AQ5-2 アンケートなどの項目を検討する際に参照した資料「その他」
1	役	P	2023年度監査役会課題／当社監査役会で定めている監査役行動原則
2	役	P	コーポレートガバナンス・コードや監査役監査基準を基に独自作成している。
3	役	P	セミナー参加した際の資料からアレンジした。
4	役	P	過去から実施しているアンケート案に毎年改良を加えている。取締役会実効性評価との重複にも留意している。
5	等	P	監査懇話会による監査等委員(会)職務確認書
6	等	S	監査等委員会監査等基準（日本監査役協会）
7	等	G	監査等委員会議事録、監査方針、監査等活動計画、CEO意見交換会資料、月次取締役会報告資料、コンプライアンス委員会資料など
8	役	S	監査役監査基準、内部統制システム監査チェックリスト
9	役	P	監査役協会資料、他社アンケート事項、自社監査活動などをベースに策定した
10	役	P	監査役協会の監査役会の実効性評価のアンケートひな型を基に各監査役からアンケートを収集し監査役会で検討している。
11	指	P	継続性の観点も踏まえ、前年のアンケート等をベースとしつつ、当年度の取り組み等を踏まえてアップデート
12	役	G	月刊監査役2022年2月号「監査役会の実効性評価の実務と課題（後編）」などを参考に、自社用のアンケート案等にカスタマイズした。
13	役	P	月刊監査役No.729に掲載されたチェックシートのサンプルを利用
14	役	P	月刊監査役や商事法務などの記事を参考にした
15	指	P	自社グループの専門機関と協議
16	等	P	取締役会での実効性チェック項目
17	等	P	取締役会の実効性評価に関するアンケートの一部として実施している。
18	等	S	取締役会ほか重要会議における発言記録
19	指	P	総務部作成のため、分からない
20	役	P	他社のアンケート事例や監査法人の情報コンテンツを参考に自社用にアレンジ

No	F1	F2	AQ6-2 アンケートの作成者「その他」
1	役	P	公開されている第三者機関が作成した実効性評価および他社の実効性評価を参考に、監査役スタッフ当社様にカスタマイズして作成した。 基本項目19問と重点監査項目（9問）の計28問
2	役	S	監査役の監査活動を網羅したチェック方式(アンケート方式ではない)をもとに監査役会で意見交換。 Q6-1はアンケート方式ではない為「1」と入力、チェックリスト項目数は多数。
3	等	P	経営企画部
4	指	P	自社グループの専門機関
5	役	P	取締役会スタッフが主体
6	指	P	取締役会事務局
7	等	G	常勤監査等委員がたたき台を策定し、それに対してスタッフが手を入れて最終版を作成している
8	等	P	信託銀行
9	等	S	総合企画室
10	等	P	総務部
11	役	S	第三者機関が案を作成し、常勤監査役・リスクマネジメント部門が議論して最終決定した

No	F1	F2	AQ6-3 アンケートの回答方法「その他」
1	役	P	○=2,▽=1,×=0で採点
2	指	P	1.段階的評価+コメント記入欄
3	役	S	3択（Yes/No/その他）+コメント
4	等	S	4段階評価+評価の理由と自由記述
5	等	P	5段階評価設問9問に加え記述式6問
6	役	S	チェックリストの項目毎に○×及び5段階評価
7	役	P	口頭
8	役	P	自由記述

No	F1	F2	AQ7-1 インタビューの実施者（聞き手）「その他」
1	等	P	取締役会議長（非業務執行社内取締役）
2	指	P	取締役会事務局
3	指	P	自社グループの専門機関

No	F1	F2	AQ7-2 インタビューの対象者「その他」
1	等	P	取締役会議長（非業務執行社内取締役）
2	等	S	取締役会長、取締役社長執行役員

No	F1	F2	AQ8 評価項目「その他」
1	等	P	「監査活動」については、個別の項目は設定せず、「監査活動の範囲及び実効性」という題目で包括的に議論した。
2	指	P	「監査活動」については、内容を細分化せず包括的に質問している。また協議においては、自由討議が中心となるので不特定ながらチェックしていない項目も多数触れられる。
3	役	P	リスクマネジメント体制に関する監視。社外取締役との重要な経営課題等の共有と意見交換。
4	指	P	監査委員会において、十分に議論が尽くされ、その役割・責務を実効的に果たしているか。
5	等	P	監査活動の前提である、経営実態や問題点、課題等の情報が、適切に入手され、また、意見表明や議論がし易い会議運営になっているかなどの、運営に関するアンケートが中心です。個別の監査活動に関する内容ではありません。
6	等	S	監査計画の重点監査項目の活動状況を中心に、目標通りに達成できたかを評価している。
7	役	P	監査役の自己評価、監査役の社内外の認知
8	役	P	監査役取締役会の実効性の向上に対する寄与など。 監査委員会へ移行するため、監査委員会の構成と役割に対する期待など（自由記述）
9	役	S	監査役監査基準、内部統制システム監査チェックリストによる実効性評価となるため上記記載内容は概ねフルカバーとなっている。
10	役	P	監査役全員が社外（東証に独立役員として届出）であり、独立性に関する質問は設けなかった。
11	役	S	議事録・監査調書・関係資料等の作成・保存。プロアクティブな課題設定及び取組推進 等
12	指	P	業績や財務事項に関する監査委員会としての検証プロセスや、事業所巡視等に関する設問を設定。監査活動については個々の内容を確認していないが、議題設定の妥当性についてはアンケート項目としている。
13	役	S	経営陣によってサステナビリティ（ESG・SDGs等）に係る「機会」と「リスク」が適切に検討・開示されるよう監査しており、その結果について監査役会でも議論されているか。
14	役	P	三様監査連絡会運営、国内外往査サポート、監査役会実効性評価の在り方
15	役	P	次の4つの材料を使い、評価しました。 ①企業価値貢献度評価シート、②監査役への質問票、③2023年度監査実施報告、④取締役へのアンケート
16	等	P	自社ホームページ記載内容、自社発行物数値・更新等の確認、適時開示情報内容確認
17	役	P	取締役会の実効性評価の質問項目中に監査役等に対するものを含める形で実施している
18	等	G	取締役会評価の一部として第三者機関が実施。したがって、監査等委員会も含まれるが評価の中心は取締役会の実効性について。
19	役	S	上記監査活動についてチェックしていない項目についても、独立した質問項目としてはいないものの、監査活動の有効性を問う中で問題がないかどうか確認している。
20	役	P	常勤監査役が監査計画で計画した各項目の実施状況についての評価（○△×）を一覧表にまとめ、それをもとに各監査役が内部統制の各項目についての監査活動の実効性を評価する運営としている。
21	役	P	第三者による実効性評価を実施しているが、各監査役へのインタビュー前に監査役室スタッフと事前に細かい打合せを実施しており、上記の複数の項目について議論されているものと思われる。また他監査役へのインタビュー内容については必ずしも感知しているものではない。
22	指	P	第三者機関が取締役（監査委員含む）に対して、特定の項目ではなく、監査委員会全般の実効性についてアンケートを実施。
23	等	P	当社の監査等委員会において、監査活動全般に関する自由記述の評価を実施
24	役	P	有事対応態勢、監査役の役割と責任のあるべき姿（記述式）等

No	F1	F2	AQ9 評価項目に関する考慮事項、参照資料など
1	役	P	月刊監査役No.729
2	役	P	経営者や取締役会に対する提言状況
3	役	S	監査役監査基準、内部統制システム監査チェックリストの各項目について当社の状況や監査実施状況を確認する方法とした。
4	指	P	コーポレートガバナンス・コード、他社の取締役会実効性評価の開示事例
5	等	S	監査等委員会監査等基準を網羅
6	役	P	グループガバナンス
7	等	S	評価項目の策定は第三者機関が行っている。
8	等	S	監査等委員会規則、監査等委員会監査基準等をの個別規定もとに評価しました。
9	役	P	取締役会実効性評価が同じような時期にあるため、当該評価における質問項目との重複の回避
10	役	P	基本項目は経年比較ができるように考慮した。
11	役	P	大きなくりで評価しているため、質問項目は、表現の微修正はあるものの、概ね例年同様となっている。

No	F1	F2	AQ10 自社の統制状況を考慮した監査活動についての検証「その他」
1	役	S	自社固有のリスクは課題だが、議論しにくいテーマ。
2	役	P	自由記述の中で確認している
3	等	G	期末の取締役会に対する監査等委員会の活動及び監査報告時に他の取締役からの意見を聴取
4	等	S	「内部統制の検証」のなかで検証している。
5	役	P	実効性評価のタイミングでは検証していないが、監査中間報告及び監査報告書準備プロセスで検証している

No	F1	F2	AQ12 第三者機関を利用する目的「その他」
1	指	P	取締役会の実効性評価につき、第三者を起用したため
2	役	P	対外開示における透明性アピール

No	F1	F2	AQ15 第三者機関としての組織「その他」
1	役	P	信託銀行
2	役	P	信託銀行の法務コンサル部門

No	F1	F2	AQ18-1 第三者機関の利用頻度「その他」
1	役	P	様々な案件で随時利用
2	役	P	今回開始だが、次回以降も利用予定

No	F1	F2	AQ20 第三者機関への依頼予定
1	役	P	一定期間毎に第三者の評価を行う事が必要と考え、3年に一度程度は、外部を活用する事を検討している。
2	指	P	実質的な必要性はあまり感じないが、独立した機関に評価されていることを謳うためといった形式面での必要性から今後、検討する可能性はあり。

No	F1	F2	AQ28 社内での報告先「その他」
1	役	P	コーポレートスタッフ部門との協議会
2	役	S	リスクマネジメント部・常勤監査役から月次連絡会の中で、代表取締役を含む役員に対して。
3	役	G	会計監査人
4	役	S	監査計画の中に、実効性評価の結果を記載。監査計画は、取締役会報告後、経営幹部に配布している。
5	等	S	経営会議
6	等	S	取締役会における監査計画説明時に、実効性評価結果から新たな監査項目を設定したことを報告している
7	役	P	取締役会への監査役結果報告（年1回）の中で本件に言及。但し、詳述はせず。
8	役	P	報告先を検討し、今後報告予定。
No	F1	F2	AQ30-1 実効性評価の開示媒体「その他」
1	役	P	IRページに「取締役会の実効性評価」として開示
2	指	P	サステナビリティレポート、Form20-F
3	役	P	バリュレポート（統合報告書）
4	役	P	統合報告書
5	指	P	監査委員会の実効性評価は、「取締役自身による取締役会の実効性評価」の項目の一つとして開示している。
6	役	P	招集通知のWeb開示事項とあわせて掲載した「監査報告の補足説明」
No	F1	F2	AQ30-2 今後開示を予定・検討している媒体
1	役	P	開示するのであれば、有価証券報告書やコーポレートガバナンス報告書、HPであろうが、まだアクションは取っていない。
2	役	P	開示を始める際には、最初に検討する対象は有報と考えている。
3	等	P	実施していることは有報に記載しているが、評価結果は公表していない。
4	役	P	法令等で開示ルールが整備された段階で検討する。
5	等	S	有価証券報告書の「監査の状況」において、詳細内容は報告していないが、実効性評価結果を次年度監査計画に反映していることは触れている。
No	F1	F2	AQ31 開示における記載事項「その他」
1	役	S	各項目の具体的評価基準を設けているが、その基準までは開示していない。
2	役	P	質問が実効性評価という言葉に偏っていると感じる。当社では有報の「監査の状況」で決議事項内容、重点監査項目、三様監査状況、具体的な会議出席状況や取締役との意見交換状況などを開示しており、これらが実質的な実効性評価結果であるとする。
3	等	P	取締役会への報告
4	指	P	取締役会等の実効性評価と合わせ、開示している。
5	指	P	上記の選択項目は、「取締役自身による取締役会の実効性評価」として開示している。
6	指	P	評価の結果、監査委員会に係る内容が、主な強みあるいは主な課題に該当する場合は、その概要
7	役	P	報告は取締役会評価として実施しており監査役会の実効性評価としては公開していない。
No	F1	F2	AQ32_7sonota
1	指	P	取締役会の実効性評価の一環として開示
2	指	P	コーポレートガバナンス・コード(補充原則4-11③)に基づき、取締役会における議論の一層の活性化と更なる監督機能の充実に取り組み、持続的な企業価値向上を目指していることを対外的に説明するため、取締役会及び監査委員会を含む各委員会の実効性評価結果の概要を開示しています。
3	等	S	コーポレートガバナンスコード補充原則4-11③に「取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示すべき」とあるため

No	F1	F2	BQ17 監査活動の振り返りに関して、特に高く評価した項目の具体的な内容
1	役	S	「社外取締役・監査役会連絡会」を四半期ごとに実施しており、第三者の視点からの問題点、課題等を共有し、必要に応じ常勤取締役とも意見交換した。
2	等	S	グループ会社への監査活動を通じて各社役員との連携強化
3	役	S	三様監査会議を年2回実施し、忌憚のない意見交換を行いグループ全体の監査レベルの向上を図った。
4	指	P	3ヶ月に一度取締役会の場で活動報告をし、そこで見出した問題（特に内部統制上の）を重点課題として指摘している。
5	役	P	インドに設立した子会社へ監査役全員で出張の上、視察を行い運営状況を確認したこと。
6	役	G	オブザーバーとして社外取締役が監査役会に出席しているため、監査役監査等による詳細な会社の状況を共有できている。
7	等	S	コロナ禍により5年近く実施していなかった海外関係会社の往査を再会した。
8	等	G	スタッフが兼務者（経理財務部）なので、監査等委員会において実務的な面に及ぶ詳細な部分まで質疑応答が可能。 監査等委員ではない社外取締役との意見交換の場を年4回設け監査等委員との情報格差を埋めるとともに、必要に応じて情報の提供等を行っている。
9	等	G	ヒヤリハット事案発生時における再発防止策の検証
10	等	P	会計監査人の選解任に関して、経営陣への指摘を行った。
11	役	P	リスク管理委員会やコンプライアンス委員会等への出席をととして、当社グループのリスク管理、コンプライアンス上の懸念事項等を把握し、その内容を監査役会へ報告することで、監査役間での情報共有と意見交換を進めることができた。
12	役	G	会計監査人、内部監査室との連携は日常的に良好なレベルで、情報交換、意見交換が忌憚なく実施できている。
13	役	P	会計監査人、内部監査人との情報交換を密にした。
14	等	P	開示省令改正による有報等記載事項監査の実施（特にサステナビリティ関連の非財務情報） 有報と2023年度版統合報告書の非財務情報（女性管理職比率等）の整合性監査の実施。
15	役	P	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会社法内部統制システムの監査において、執行部門が自社のリスクとそれに対する内部統制や対応策の整備、運用状況を主要な会社から報告させて確認しており、当該報告書を監査することで網羅的で深度のある監査が実施できており、更に、監査役監査計画における重点監査項目のタイムリーな選定と合わせて変化するリスクに対応した実効性の高い監査ができています。</li> <li>・コロナ禍が空けてリモートでの往査も組み合わせながら年間に常勤2人で国内外50社以上の子会社に往査して必要な指摘をしている点が社外監査役から高く評価されている。</li> <li>・親会社の会計監査人のみならず重要な子会社の会計監査人とも定期的にコミュニケーションを実施、子会社の監査役とも定期的な会合のほか気づき事項があれば随時報告をもらっており、更に子会社の内部監査部門とも直接連携して指摘事項等の状況を直接把握して、企業集団の監査機能が効果的に機能していることを確認している。</li> <li>・会計監査人の監査の評価にあたっては、会計監査人の特別な検討を要するリスク等の特に重要なリスクの監査について実施した手続きを監査人の調書を読覧しながら確認し、公認会計士である社外監査役の意見を聞いて評価する等深度の深い監査を実施している。</li> <li>・会計監査人の報酬の適切性については、会計監査人の職階毎の監査工数と報酬単価を提出させて、同規模の他社数十社の単価と比較して検討するなどの検討を行っており、社外監査役から非常に高い評価を得ている。</li> </ul>
16	役	S	海外子会社の監査に注力した。
17	役	P	海外小規模拠点、経営執行側幹部が訪問しない拠点を重点に、海外往査を行い、気づいた点等を経営トップ（社長、会長）との定例ミーティングで共有した。また、会計基準に関して、他社動向等の情報収集を行い、経営トップ（社長、会長）やCFOと情報共有を図った。

18	役	G	開催された全ての取締役会、監査役会、重要会議等に全監査役が100%出席した。 監査役会による経営陣に対する課題指摘への対応状況をフォローし、施策実施まで確認した。
19	等	P	各部門、子会社の監査を通じて発見した課題・リスク等について経営陣に指摘を行った。
20	等	S	監査を通じた発見事項、気づき事項について経営陣へ指摘を行った。各監査役等委員の口頭指摘のみならず、特に監査等委員会が重要と認める事項については決議の上、文章による指摘(是正勧告、要請事項等)を行った。
21	役	P	監査で明らかになった課題について経営陣に改善を求めた結果、速やかに是正措置がとられた。
22	役	P	監査を通じて入手した所謂バッドニュースを監査役会（社外取締役がオブザーバー出席している）に報告するとともに、経営トップにも監査役の意見を付して報告した。
23	等	G	監査を通じて発見した課題について経営陣や各部門幹部へ常に指摘を行っている。 内部監査室とは2週間に1度、会計監査人とは3か月に1度程度の意見交換を行っている。 各種の重要な会議に出席し、積極的な意見交換を実施している。
24	役	G	監査を通じて発見した課題、監査役会でのディスカッション内容について経営陣への指摘を行った。 取締役会での重要議案に関して、事前に協議する時間を作っていた。
25	役	S	監査を通じて発見した課題について経営陣への指摘を行った。内部監査室との連携強化により、タイムリーな監査活動を実現した。
26	等	P	監査を通して発見した課題を、主として取締役会に於いて指摘している。社外取締役とは「社外役員懇談会」等を通して、情報を共有している。監査等委員会の中で、内部監査室からの内部監査月次報告を受けている。監査法人との月次内部統制打ち合わせに監査等委員が出席している。 監査法人からは四半期レビューを受けている。
27	等	P	監査活動を通じて得た情報をもとに監査等委員会として社長及び社内外取締役に対して意見提起・提言を実施した。
28	役	S	監査活動（往査・ヒアリング等）を通じて発見した課題について経営陣（特に社長）と意見交換を実施している。
29	役	P	監査活動で発見した課題について、執行部門の担当役員に指摘するとともに、改善した結果の検証を行った。 子会社監査役の監査に立ち会い、場合に応じて連携して監査を実施することで、グループ監査の強化を行った。 非常勤監査役との情報共有を密に行い、必要に応じて知見を得るなど、監査役間の連携を充実させた。
30	指	P	監査活動の一層のブラッシュアップ （代表執行役への提言事項のフォロー、子会社監査役とのグループディスカッション等）
31	等	P	監査等の活動を通じて重要性が高いと認識する事項や取締役会において更に議論を深めてもらいたい事項をまとめ、取締役会で報告し、意見交換を実施した。
32	役	P	監査計画で定めた重点監査項目につき、期末に改めて監査実施状況をレビューし、漏れなく監査活動を行っていることを確認した。
33	等	G	監査等委員3名と代表取締役社長を構成員とする任意の指名報酬委員会を設置し、原則として月1回委員会を開催して、代表取締役社長との意見交換を行って、考え方の整理を行ってきた。
34	等	P	監査等委員4名全員が社外取締役であり、不測の事態に備え補欠の監査等委員も選任している。
35	等	S	監査等委員ではない社外取締役との連携した活動を重視し、情報発信と意見交換で、経営の場での社外取締役の意見発信に貢献した。
36	等	S	監査等委員の間で、月次監査等報告書の作成により社内情報の共有化に努め、取締役会での意見・発言に繋げた。
37	等	P	監査等委員会に於いて共有した事項について、適宜適切に取締役会にて、発言できている。 委員会に於いて幅広い事項について、テーマとして取り上げ、意見交換できている。

38	等	P	監査等委員会に出席し直接報告させるなど、内部監査部門を含む執行内部統制部門との連携を強化し課題認識等の共有化を図っている。
39	等	P	監査等委員会の独立性、運営、子会社監査役、ダイレクタとの意見交換
40	等	P	監査報告に関しては社長・取締役会議長には還元し、その後執行側への還元は社長次第とした。一線の全拠点を往査した点は高く評価された。二線往査は来期の課題。
41	役	他	監査役会の構成について、現況の問題点を聴取した。監査役会の運営について、現況の問題点を聴取した。監査活動について、リスクに応じた過不足等について意見聴取した。
42	役	P	監査役会開催にあたって事前の資料提供、期末監査における予めスケジュール確認。 内部統制報告制度改訂における対応事項の確認、グループ各社への働きかけ、実施状況 纏め、新年度におけるアプローチならびにアクションについての助言。
43	役	P	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監査役活動の中間報告を複数回取締役会で実施し、社外取締役と課題を共有することで、取締役会としてのガバナンス強化に貢献した。</li> <li>・新体制における兼務状況や役員の管掌等のガバナンス上の課題について、改善を要請し続けた結果、翌年度の体制から改善が図られた。</li> <li>・往査等で気付いた点を都度CEO、CFOなど経営陣にフィードバックすると共に、発見事項等の対応状況をモニタリングすることで、改善の促進が出来た。</li> <li>・内部通報を機に、内部監査の追加を依頼し、不正等の有無を確認することができた。</li> <li>・往査時に一般社員から現場の生の声を収集することで、監査結果の事実確認や更なる課題抽出ができた。</li> </ul>
44	役	S	監査役全員が、複数の現場へ出向き、実情把握に努め現場での意見交換ができた。
45	役	S	経営会議等で常勤監査役が助言等した内容について協議し、執行サイドに監査役会として提案を行った。
46	役	他	<p>経営者、公認会計士、経理出身常勤監査役とバランスが取れた構成となっている。</p> <p>すべての取締役会に出席し、随時意見を述べている。</p> <p>特に会計監査人とは活発な意見交換ができた。</p>
47	等	S	経営陣の実効性について確認検証を行った。子会社の状況確認を強化する予定。
48	役	S	三様監査については、年間計画を定め、監査計画、各Q報告、期末監査報告、金融商品取引法監査結果等、各段階で監査人から報告を受け、意見交換を実施している。 社内主要部署の往査実施で明らかになった課題は、社長執行役員に報告・指摘を行っている。
49	役	P	子会社の三様監査を実施し、グループガバナンスの強化について経営陣への指摘を行った。 監査役の選任および報酬について、監査役の独立性について経営陣と協議。
50	役	P	子会社監査の結果を経営陣にフィードバックし、統制上の課題指摘を行った
51	等	S	子会社監査役との連携を深め、グループ全体への監査を強化した。 主要子会社の内部監査室長と会議を設け、連携を強化した。
52	役	P	子会社監査役方と月次で個別に意見交換、半期に1回は全監査役での意見交換会を開催。グループベースの監査強化に取り組んだ。
53	等	P	子会社社長との意見交換会を積極的に実施しガバナンス強化をはかった。
54	役	P	子会社常勤監査役との更なる連携強化
55	等	G	執行役員へのヒアリングを定期的実施し、中長期の課題を執行と監督とで認識を共有している。
56	等	P	<p>支店長会議等へ社外監査等委員も出席し、代表取締役をはじめとする業務執行取締役からの指示状況等について直接確認を行った。</p> <p>監査等委員（社外取締役監査等委員含む）による内部監査部門の営業店総合監査立会や、監査等委員の営業店往査の実施により、重点戦略・施策等の営業店への浸透状況を直接確認した。</p> <p>子会社監査役をメンバーとする「監査役連絡会」を開催し、各社の収支状況や業務上の課題等について意見交換・情報共有を行った。</p>

57	役	P	社外監査役の改選を控える時期であったため、スキルマトリックスに照らし合わせ、常勤監査役が期待する要件を議論し、候補者選任事務局である秘書部に伝達して反映頂いた。
58	等	P	社外取締役との意見交換等は、定例で毎月取締役会後に半日ほど時間を作り行っている。当社のリスクについて常に共有しその後の経過報告も行っている。 また、監査法人とは、クォーター毎にレビュー含め意見交換を行っている。 上記などにより、リスクの共有とその後の対応・経過等の管理をしている。
59	役	P	社外取締役監査役連絡会を定期的を開催して社内情報の提供と意見交換を積極的に行っている。
60	役	P	社長との定期情報交換会や取締役会への定期報告により監査を通じて発見した課題について経営陣への指摘を行った。 グループ会社主管部門、子会社担当役員、子会社監査役、及び子会社役員との連携を深め、主要子会社への監査を強化した。
61	等	S	社内監査等委員、社外監査等委員ともに積極的に意見を述べ、監査を通じて発見した課題についても指摘、提言を行った。
62	役	P	社内常勤監査役候補の育成。 社外監査役候補の選定。 次期以降の中期的な監査役会の構成計画。
63	等	P	取締役のパワハラ行為をタイムリーに取締役会に報告し、実質的に退任していただくよう導いた。
64	役	G	取締役を上手く利用して担当レベルが部長を超えて保留となった案件を実施して問題化したことが発覚したので、この件で担当部長から通報受領したので社長を含めて会議し改善した。
65	役	S	取締役会での積極的な意見具申の実施。社外取締役による四半期毎の監査役会参加とその中での情報共有化と活発な意見交換の実施。 監査役会での意見交換後に実施する社長と社外取締役及び監査役会との意見交換会の実施。
66	役	G	取締役会での報告事項及び決議事項に対して、必要に応じて監査役より質問、助言、或いは指摘を行った。
67	等	P	取締役会で報告されるリスク事案への対応プロセスを詳細にモニタリング出来た。
68	役	P	取締役会やその他重要な会議へ出席して監査を通じて発見した課題等を業務執行側に指摘した。社外取締役と取締役会の運営について意見交換を行い、業務執行側に課題等を指摘した。
69	等	S	取締役会開催前に子会社連絡会を開催し、また子会社監査役等を含め子会社監査連絡会を開催し、内部統制の強化に努めた。
70	等	P	取締役会議案重要事項について担当執行側による事前説明会の開催
71	役	S	取締役会等の直接対話が可能な場で、内部統制や重点監査項目に関する説明を行っている。また、取締役からも質問やアドバイスを求められる環境である。
72	役	S	取締役会等へ出席した時の意見陳述。監査法人、内部統制室との協議内容。往査実施内容。
73	役	G	重要会議での発言や拠点巡回での監査結果を執行部へ報告し（社外取締役含む）参考にしていただいている。
74	役	S	常勤監査役が出席している重要会議や、会計監査人・内部監査室とのコミュニケーション結果について、社外監査役と情報共有を行い、その後の監査強化に役立てた。
75	等	S	常勤者が行う監査活動（部門ヒヤリング等）や重要な会議への出席、更には内部監査部門や会計監査人との連携状況について、非常勤者と情報共有したうえで、取締役会に臨み質問や指摘を行った。
76	等	S	常務以上の役付取締役メンバーである常務会、及びホールディングの常勤役員、子会社の社長を中心とする経営会議への参加によって、情報収集は効率的かつ網羅的に行えている。
77	役	P	新規事業分野の監査を強化した。モニタリング機能強化への体制を整えた。
78	役	P	専門性が異なる高度な知見を有する社外監査役が、常勤監査役と適切に連携し、より実効性ある監査活動を行えるかについて、改善に努めている。

79	役	P	第三者機関からの評価は受けていないが、グループ会社を含めた独自の監査調書で詳細な監査を実施
80	等	S	中間持ち株会社として、各子会社の経営陣に経営上の課題等について指摘した。
81	役	S	当社では直前期の監査活動を振り返った結果について、監査計画等と照らし合わせ、翌期の監査計画（とりわけ重点監査項目）・スケジュール・職務分担に反映させることを基本としている。
82	役	S	当社の監査役会では、海外子会社（海外の地域別）について原則 1回/3年、国内子会社は必要に応じて1回/年、監査役会全員で、往査を実施し、必要に応じて取締役会に結果報告、意見等 報告している。（最近では、内部監査部門も同行している）
83	役	P	独立性については高いとは言えず、今後改善の余地があるとの指摘を行なった。 取締役会への出席は100%で積極的に意見表明している。 重要会議には可能な限り出席している（常勤）、出席委員会は大幅に増えている。
84	役	S	内部監査室と定期的に内部監査の状況の報告を受けるとともに監査役からも内部監査への要望を伝えるようにし、内部監査の精度を上げるように取り組みをしている。
85	役	P	内部監査室と連携して内部通報から得た情報にもとづき監査役会から経営陣への指摘を行った。
86	役	P	内部監査室と連携を深め、支店及び国内グループ会社への監査を強化するとともに、この数年コロナ禍のため中止していた海外グループ会社への往査も再開・実施した。
87	等	P	内部監査室や会計監査人のみならず、経理部門も交えた連絡会を適宜開催する等、監査活動の高度化に取り組みました。
88	役	P	内部監査部門との連携を深め、子会社の監査役監査で拾った懸念事項等の確認、対応がより迅速に行えた。
89	役	P	内部監査部門の強化（人員補強）及び社長へのレポートラインの頻度UP。
90	役	P	内部統制システム（会社法）実施状況監査につき、代表取締役あて監査役会から報告のうえ多岐に亘る意見交換（特にリスク）を行っている。 社外取締役と監査役会との間で定期的に、意見交換（取締役会の実効性、その他課題）を行っている。 国内重要子会社あて常勤監査役2名が、経営課題等のヒアリングやリスク管理を中心に監査を実施し、不正防止等の監査強化を図っている。
91	役	P	年度内の監査役活動（往査、会議出席、書類閲覧、社外取・監査法人・内部監査部等々の連携など）や、設定した重点監査項目などの活動評価や、その期間で発生した不祥事を含むイレギュラーな事象の発生記録やそれに対する対応・所見、あるいは個々の監査役の所感をまとめて年度監査調書を作成し、次年度の監査計画（重点監査項目の決定を含め）につなげている。
92	役	S	非常勤監査役及び非常勤取締役との連携を強化し、情報交換に貢献している。 実地への監査役ヒアリングを行うことにより現場の意見を収集し、取締役会へ上程する問題点の抽出をしている。

No	F1	F2	BQ18 監査活動の振り返りにおいて、課題がある、改善が必要との評価に至った項目とその具体的内容
1	等	P	リスクコントロールが十分でない部門や子会社があったので、改善の必要性を指摘した。
2	等	P	リスクに応じた監査を行うべきであり、細かな事務的な事項や金額インパクトの小さい事項に時間や体力をかけないようにすべきである。
3	役	P	リスクの高い部門への監査に重点を置いたため、監査計画では当初予定していた比較的低リスクの低い部門への監査を実施できずに終えてしまった。
4	等	P	リスク事案発生時の適時報告等執行側への助言・提言に改善の余地あり。
5	役	P	往査実施後の対象先への速やかなフィードバック伝達が課題として残った。
6	役	P	往査報告等の資料に一部社内用語や略語が分かりにくいとの意見があったため改善していく。
7	等	P	グループ会社に対する監査体制に再考の余地あり。
8	役	P	グループ会社（子会社）での不祥事を低減するための施策（常勤／非常勤監査役配置・意識強化、経営陣との連携強化等）について、更なる改善・強化が必要と感じております。
9	役	P	海外子会社の実態把握・往査の不足（コロナ後の課題）。
10	役	P	海外子会社は設立後日が浅く、最近、業務活動が本格化してきたので、来期の監査活動としては、現地での内部管理状況やインドの諸規制等への対応状況の確認等が課題となっている。
11	等	S	各監査役の役割分担。子会社の監査方法。四半期監査報告廃止に伴い、三様監査も含めた会計監査人とのコミュニケーション。
12	等	P	株主との対話
13	等	P	監査スタッフがいないため、監査活動の制約がある。
14	役	他	監査活動のスケジュールや実施方法について十分な意見交換が監査役会で行われていない。
15	役	P	監査活動の策定にあたって、海外往査等でさらに検討の余地があると思われる。
16	等	S	監査活動結果の執行側取締役へのフィードバックが不十分
17	役	P	監査計画立案に当たり、監査上の重要課題について、重点監査項目として新規に設定することを議論した。
18	役	S	監査指摘事項への経営陣の対応を実現する方法の模索をしている。
19	等	S	監査室との連携が不十分との見解があった。
20	指	P	監査対象選定・監査結果等に関するディスカッションの強化
21	等	P	監査等委員会の視点・提言を含めた活動報告を、取締役会に伝える機会を増やすべき。
22	等	P	監査等委員会の審議のための資料が事前に十分でなく十分な議論が出来ていない場合がある。
23	等	S	監査等委員会の内部規則を編集し役員会への周知をするようにした。
24	役	S	監査役スタッフの強化と社内の後継者育成
25	指	P	監査役スタッフ及び内部監査室の体制強化について
26	役	P	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監査役として、執行部に対する、より積極的な助言・提言。</li> <li>・部門横断機能に対する、監査の深堀り、フォローアップ。</li> <li>・CEO/CFOや部門長とのヒアリング等、社外監査役の参加機会の更なる創出。</li> <li>・時間的制約もあるが、社外取締役との更なる情報共有機会の創出。</li> <li>・内部監査部門のレベルアップのため外部評価の実施（予算の制約もあり未実施）。</li> <li>・会計監査人による海外監査人との情報共有不足(要望を出している)。</li> <li>・監査役スタッフの欠員補充。</li> </ul>
27	役	P	監査役監査の一環として現場往査を重視しているが、海外現法において時間配分が上手く行かずの十分な対応が取れていない
28	役	P	期末決算監査において、経理部門から提示される決算資料と決算短信開示までの時間が足りないため、未完成の資料にて監査を行うことになり、監査作業が二度手間になったり、開示ギリギリまでチェックしたりする項目があった。
29	等	G	今期から三様監査という事で、監査等委員会、内部監査室、会計監査人との打ち合わせの機会を設けたが、スタートしたばかりで、中身の充実はこれからという状況。

30	役	P	三様監査が実施されていないので、次期からの実施を予定している。 上記を含めて監査活動の内容見直しを実施したい。
31	役	P	子会社に対するガバナンス上の課題について、監査活動に問題が無かったか、今後どのような監査活動を実施すべきかについて議論をすすめている。
32	指	P	執行役・執行役員へのインタビューの実効性向上。監査委員会時間の効率化。
33	等	G	社外との取引先との会話（得意先、仕入先、協力会社など）が十分にできていない。
34	役	P	社外監査役が2名とも、取引先の役員である。
35	役	P	社外監査役の監査活動（事業部門との意見交換、主要子会社の往査）の充実
36	役	P	社外監査役への情報提供の量とタイミング
37	役	S	社外監査役は新任となる見込みであることを踏まえ、速やかに会計監査人と対面コミュニケーションをとるべし。期末監査における資料について、形式・内容の両面で改善要望あり。具体的には資料の絞り込みやデバイス（画面の小さいipad）を勘案した資料作りなど。
38	役	他	社外取締役が多忙で、意見交換に十分な時間が取れなかった。
39	等	P	社外取締役との連携は行っているが、より頻度を上げる必要を感じている。
40	等	P	取締役会における経営課題についての議論の更なる活性化と監督機能の強化を図っていく必要がある。また、内部監査部門、会計監査人との更なる連携を図っていく必要がある。
41	等	S	取締役会の資料の十分な検討時間が取れない。
42	等	G	取締役監査等委員の役員報酬について、代表取締役社長から異議を唱えられることがある。
43	等	P	従前は取締役会終了後に監査等委員会を開催していたが、取締役会の開催時間が延長するケースが多いため、監査等委員会の審議時間が不足するケースが多かった。その後、監査等委員会の開催日を取締役会の前日、ないしは前々日に変更したため、審議時間の確保と併せて取締役会議案の事前審議が可能となった。
44	役	S	重要な会議体のうち監査役がアクセスできない会議体があること（常務会のような会議体）
45	指	P	常勤監査委員の必要性。他委員会の活動が不明のため、監査活動が十分にできない。
46	役	P	新規事業分野の進展が早く、十分監査の対応ができない部分があった。
47	役	S	全員が一致して十分な時間をとることができない場合もあるので、どうしても、時間的な制約が発生してしまうことがある。
48	等	P	組織的監査の為の内部監査との連携体制の構築。往査対象拠点への情報還元。
49	役	P	代表取締役、取締役との連携（監査役の意見等に対する代表取締役ほかの感度が鈍い）
50	等	P	中期経営計画やコーポレート機能に対する執行側と、より十分な意見交換が必要と考えている
51	等	S	内部監査の軸足は内部統制監査となっており、業務監査に行き届いていない。
52	役	P	内部監査室や会計監査人とは連携のための必要十分な時間がとれている。しかし、社外取締役との連携の時間を一応は設けてはいるが、時間が十分にとれずに必要最小限のコミュニケーションしかとれない。社外取締役の独立の会議体などの組織的な体制があると望ましいが、現状はそれがない。
53	等	P	内部監査部門が弱く、十分な連携ができていない。 会計監査人が監査等委員からの要請に適確に応えてくれない。
54	役	P	内部監査部門による監査の量的・質的向上のためにさらに連携しなくてはならない。
55	役	S	内部監査部門の活動が形式的で実効性が十分に発揮できていない。
56	等	P	まだ上場後8年程度の企業のため、内部統制システムの完成度が低く取り組んでいる途上。
57	役	G	内部統制、IT統制に係る監査が量的質的に不足しているのではないかと課題感。
58	役	G	内部統制に関する内部監査室・会計監査法人との連携はこれからの課題（本年からJSOX適用）。
59	役	S	法定ぎりぎりの監査役会の構成（常勤1名、社外非常勤2名）、全員70才以上。数年前に、社外監査役が、突然死のトラブルの為、速やかな対応で難を乗り切ったが、引き続き適切な体制に至っていない。（現在担当取締役とも体制改善協議中）
60	役	S	役員報酬における独立性が担保できていない。取締役の評価によるものである。

No	F1	F2	BQ19 監査活動の振り返りの実施による効果
1	等	S	1年間の監査活動を取りまとめることによって、監査計画で定めた重点監査項目の監査が十分にできたか確認することができ、翌年度の監査計画の策定に役立てることができた。
2	役	S	アンケートに回答する前は、当社の監査役会は適切に振り返りを実施して課題はないとの自己評価だった。しかし問いのチェック欄をクリックする度に十分な深度で取り組んでいたのだろうかとつらつらと自問すると、マウスを操作する手の動きが止まってしまうことがあって驚いた。
3	等	P	アンケート実施により、自ら注意すべきポイントを確認できました。他社でどのような点に注意払われているかを理解できました。
4	役	S	これまでは常勤社内監査役が作成した総括資料をもとに議論、意見交換を行って監査計画に反映させることにしていたが、このたび初めてアンケートを実施（4択、普通あるいはどちらとも言えないという回答を排除）したところ、評価がプラスとマイナスに分かれたことで課題が明確になり、監査役ごとに重点を置く項目とその濃淡を確認することができた。
5	役	P	コロナ期を含めて3年間子会社監査を中止していたが、昨年からは海外子会社の三様監査を実施し、その間、役員異動もあったことからガバナンス体制の脆弱化が進行していた。
6	役	P	それぞれの年度のリスク環境の変化に応じて重点監査項目や内部監査室、会計監査人との連携の重点ポイントを柔軟に対応することが可能となり、それを監査計画に反映できた。
7	役	S	ヒアリングによる現場や、監査役会の充実における非常勤監査役・非常勤取締役との情報交換内容が向上した。
8	等	P	意見交換を行うことで、監査実施報告の作成及び次期重点監査項目の策定に有用であった。
9	等	P	往査等での追加監査した方が良いと考えられる事項の確認
10	指	P	往査等については網羅性をチェック。また、指摘した内部統制上の課題の改善状況を如何にフォローするかを翌期の重点課題の一部に組み入れ、継続フォローしていくべき事象を整理できた。
11	等	G	課題の把握並びに自社の客観分析を起点に評価をすることが出来、監査業務の向上に繋がっている。
12	等	P	過去1年間の往査結果を横比較することにより時機に応じた濃淡が見られた。 一線往査の結果と二線往査の関係構築の必要性を認識。
13	等	S	会社の状況や課題の整理、それらに対する監査等委員会としての留意点等の確認。
14	役	P	会社内で起こっている課題について、監査役会として確認し、改善できるように経営サイドに提言していく。
15	役	S	各監査役が取締役執務状況を監視することで、自社の中期経営計画進捗度合がより深く知り得ることとなった。
16	役	P	活動の振り返りは毎月実施して翌月の活動に生かしているが、評価が十分に出来ていない
17	役	P	監査活動の過不足を確認・把握すると共に、会社の課題や問題点の整理ができ、次期の監査計画や重点監査項目の設定に繋げる事が出来た。
18	等	G	監査活動の実態を共有することにより、自社のガバナンスにおける課題を再認識できた。
19	役	S	監査活動の重要実施状況を 社長、執行取締役様に報告、進言することで、常勤取締役以下のガバナンス対策、リスク対応、経営計画の見直しに前進が見られていると感じる。
20	役	S	監査活動の振り返りを踏まえ、次期監査計画を策定することにより、監査品質の向上につながると考える。
21	等	P	監査計画とその実施状況の整合性、監査の結果を認識し、次期計画の策定へつなげていくことができた。
22	役	G	監査計画作成のベースとなり、監査役会での議論のベースにも活用している。
23	役	S	監査計画書に反映することができた。案件に対して意見交換を行い、監査役の立ち位置を共有できた。（独立性、客観性）
24	等	S	監査実施年度初めに策定した監査方針及び監査実施計画に基づき、月次および四半期毎に監査活動の検証を行うことで、監査活動の実効性を確認しており、これらはまた次期の重点監査項目および監査計画に反映されている。

25	役	P	監査役会に対する社外監査役の要望を把握できた。
26	役	P	監査役会の運営に関する社外監査役の受け止めや課題を確認することができた。
27	役	S	監査役会資料の事前送付、取締役会重要議題の事前共有を申し合わせた。
28	役	G	監査役各員の気づきや、課題の洗い出し、チーム力upにつながると考えている。
29	役	S	監査役間の課題認識や運営上の意識共有が緊密に出来たこと。
30	役	G	監査役及び監査役会の活動を多面的に捉え、非常勤社外監査役からは他社事例なども聞くことにより、客観的に議論、整理することができた。
31	役	G	監査役個々の取り組み姿勢の確認ができた。また、監査役会としての課題感も浮かび上がった。
32	等	G	関連当事者取引の監査において、4年間継続したデータチェック方法をより高度化することができた。部門監査項目の大幅な変更により、幹部メンバーの労務管理に対する意識の低さを会社側に示すことができた。
33	等	S	協会のセミナー参加で刺激を受けた。弊社の監査活動に活かす努力を続ける。
34	等	P	業務執行側の担当取締役との意見交換を頻度を上げ課題共有するようにしている。
35	役	P	経営へ提言すべき事項、取締役との意見交換での討議事項が整理された。
36	等	G	計画どおりに実施できたか、今期実施すべきであった監査などを確認できた。継続的に監視しているものの、深堀が不足していた事項を認識できた。
37	等	P	現在は社外監査等委員のみの構成になっており、情報収集や重要な書類の監査に不安があるため、あるべき構成について検討するにあたり、改めて監査等委員会の職責・役割等について考えることができた。
38	等	S	昨年度まで監査役会の振り返りは行っていなかった。まず、振り返りを行う意義が認識、共有できたことがよかった。
39	等	G	子会社の意思決定プロセスや各種委員会への関与を変更した。
40	役	P	次年度の監査活動に向けた方針と計画に反映し、活動の実効性と生産性の向上に役立った。
41	等	P	次年度の監査計画に監査のポイントとして反映するとともに、会社の課題として執行に提示することができた。
42	等	P	自社とステークホルダーのギャップについて痛感することがあり認識を新たにした。
43	等	P	執行部門との社内外情報共有と監査重要項目に関する認識の共有化により監査活動の有効性向上と効率化が進められた。
44	等	P	社外監査等委員へ常勤監査等委員の監査活動の内容やその結果を報告することで社内の問題やその改善策について討論ができ、社外役員へ当社の状況をより深く理解していただけた。
45	役	S	社外監査役より他社での取組状況やアドバイス助言を頂くことができた。
46	役	P	社内外の監査役の意見交換がスムーズに出来た。
47	役	S	主要部署の往査で発見された課題が少しずつではあるが、解決に向けて進捗している。
48	等	P	取締役会における経営課題についての議論の更なる活性化と監督機能の強化を図っていく必要があること、内部監査部門、会計監査人との更なる連携を図っていく必要があることを改めて確認するとともに、経営課題への執行側の対応について継続的にモニタリングをしていくことを次期監査計画の重点実施項目とした。
49	役	S	上場企業として相応しい監査活動の在り方、進め方を議論することができた
50	等	P	常勤の居る監査役会から非常勤の監査等委員会に移行したことで、これまで会社で慣習的に行われてきた事項について、ゼロから見直す切っ掛けができた。 移行初年度故、今回の振り返りで認識出来た課題について、次期の計画に反映させる。
51	等	P	常勤監査等委員の活動実績として、監査等委員会での社外取締役監査等委員の指摘も踏まえて整理して意見交換を行うことで、顕在化した課題や監査の視点を次期の監査計画に反映できた。
52	等	S	常勤監査等委員は、従前の執行側の取締役役とは異なった観点で会社の実態を把握することに努めている。改めて、当社の問題点等について、会計監査人及び社外監査等委員の専門的な知見に沿った意見交換ができ論点が一層整理された。

53	役	P	常勤監査役相互間、および社外監査役との間で、監査時の指摘事項・要望事項におけるリスクの度合いの目線合わせができた。
54	役	G	振り返りがやや浅く形式的になっているので、次回よりもう少し実効性のあるものに改善したい。
55	役	S	振り返りでの確認結果を、次期の重点監査項目や監査計画の策定に活用できたことに加え、改めて監査の水準について議論ができ、翌期の運営に役立てていく事項が整理された。
56	役	P	振り返りで確認した課題をもとに、次年度の重点監査項目や監査計画の策定を行い、監査役間でのコンセンサスを形成することができた。
57	等	G	振り返りで確認した課題を次期の監査計画や重点監査項目の策定に活用できた。監査等委員が普段感じていることを改めて確認する機会となった。
58	等	P	振り返りで確認することにより、監査等委員会の運営により主体的に関与、関心を持つことなどの効果を持つ事が最大。
59	役	S	振り返りで協議した課題を次期監査計画に生かすように努めている。現実的には一度に解決できない課題もあり徐々に対応していくこととなる。
60	役	P	振り返りにおいて重要な改善項目は認められず、来期も基本的に従前の内容で活動するものとした。
61	役	G	振り返りにより過去の課題を再認識して今後についての監査着眼点を変えているので振り返りは必須だと考えている。
62	役	S	振り返りにより抽出した課題を、予防監査の観点から、次期の重点監査項目や監査計画に示せることが効果として挙げられる。
63	役	S	振り返りによる話し合いで、各々の意見や目線の違いなどが確認でき、良い刺激を受けた。
64	等	S	振り返りの過程で社外監査等委員の常勤の活動に対してのご意見がもらえる。不足していた点や課題等の議論から、次期の監査計画に反映できる。レビュー結果を取締役会にて報告することにより、監査報告書の背景の理解が深まる。
65	役	P	振り返りの活動を行うことで、監査活動に関する課題を検討し、より発展的な活動をめざし、目線を共有することができた。
66	役	G	振り返りの際に行った監査役間の意見交換や議論が、互いの持つ課題意識や認識の共有・すり合わせに繋がり、次期の計画策定が円滑に実施できた。
67	等	P	振り返りの実施により、監査等委員監査の「みえる化」につながった。次期の監査計画策定において、振り返りで抽出された課題等を活用できた。
68	役	P	振り返りの実施を通じて、経営環境の変化に応じた監査内容の課題が整理でき、翌年の重点に結び付けることができた
69	役	P	振り返りは6人の監査役の夫々の考え方についてお互い知る機会となった。
70	役	P	振り返りをする事で、課題が明確になることと、自分自身が気付いていなかったことが、他の監査役からの指摘で気が付きがあり、改善に繋がる提案もあり、実効性向上にも資すると思料する。
71	役	P	振り返りを行うことで、改めて自社が抱えるリスクについて検討、議論ができ、自社の問題点や課題の議論が整理された。
72	等	P	振り返りを行うことで、監査所見（公式の監査報告とは別に内部統制システムの整備強化のために取り組んでいただきたいことを記載）を取締役会で報告、期限をつけて取締役会から取組状況を報告してもらっている。
73	役	P	振り返りを行うことで、監査役会の取組方針等の見直しの契機となった。自社の対処すべき課題への会議にも参加しており、計画策定に反映できるよう取り組んでいる。
74	役	P	振り返りを行うことで改めて個別監査の実施要否やその水準について検討や議論ができ、自社の問題点や課題の議論が整理された。
75	役	S	振り返りを行うことで昨今の社会・経済情勢等に対応すべき課題が明確になる。
76	等	P	振り返りを行うことにより、運営・独立性の確保等を再確認した。
77	役	G	振り返りを行う事で、監査の実施の必要性やその水準について監査役会でも議論が出来、論点が整理されると考えた。

78	等	P	振り返りを行う事で取締役会への監査報告を簡潔明瞭に伝達する事が出来る。また、次年度の監査計画へ反映する事でより実効的な監査活動に改善できる。
79	役	P	振り返りを行なうことで、適度で有効なガバナンス機能を発揮できる監査を実施できる次年度の監査対応のメンテナンスを行なえる。
80	等	P	振り返りを実施することで、監査等委員全員が監査等委員会の実効性の現状を同水準で共有するとともに、次期の監査等計画の策定、重点監査項目の設定等に活用できた。
81	役	P	振り返りを通じ、時々の情勢（外部から求められる事項の変化等を含む経営環境、社内情勢等）も踏まえた監査の視点のアジャストに反映させることができた（具体的には重点監査項目や監査計画の検証等）。
82	等	P	振り返り結果を取締役会で報告することで、監査等委員会監査活動への取締役会メンバーの理解促進と更なる協力獲得機会に繋げることができた。
83	指	P	振り返ることによって、監査報告書に記載すべき事項について検討することができた。指名委員会など他の委員会と連携が強化された。
84	役	S	振り返りとして、KPIの手法（数値で客観的に評価する）や実施事項から改善や要望などの意見に基づき監査役会で意見交換も行うことで、客観的な判断が導き出される。また、次年度の監査計画に、振り返ったことを入れることでレベルアップが図れていると思っています。
85	等	S	数は少なかったが、評価がばらけた(監査等委員 4 名中、高評価 3 名、低評価 1 名)項目があり、監査等委員 4 名が全員同じ認識に立っているのではない事が分かった。(もしかしたら、低評価の方の誤解?)
86	等	P	当期の監査方針・計画を策定する上で、注視すべき事業活動におけるリスク、制度改定等に伴う執行側、会計監査人の対応等を議論し、実効性のある監査対応を図ることができている。
87	役	P	当社では、監査役が監査活動の振り返りを纏め、第三者である専門家に評価いただく手法を取っています。自社内ではタイムリーに気付き難い課題意識の最新化と、より効果的な運用手法の認識において、特に有効性が高く、それらを次期計画に活かしています。
88	役	G	日常的に監査役会に於いて、具体的な会社の課題について情報共有・意見交換を行う中で、監査役及び監査役会の意義についても意見を交わす事で、各監査役が意識を高く維持して監査にあたれている。
89	役	S	年間活動を見直す事で今期への目標設定と強化すべき取組が明確になる。 また、任期4年間での取り組み計画の見直しができる。
90	役	P	年度監査の取りまとめと、個々の監査役の個人的な所感を記録に残すことができている。これをベースとして、次年度の重点監査項目や監査計画の策定につなげている。
91	役	P	被監査部門の確かな改善につなげるための監査指摘や提言について、改めてその手法の見直し、課題の整理を行うことができた。
92	役	P	非常勤監査役である公認会計士、弁護士からの専門分野に関する助言により、監査活動が確実にステップアップしている。
93	等	G	毎期、同時期に実施しており、抜け落ちの確認を行うほか、取締役会メンバーに監査活動を理解してもらおう手だてとなっている。
94	役	P	有価証券報告書における「監査役の主な活動」の記載内容を検討・議論するにあたり、期初に掲げた重点課題とその達成状況の予実比較ができた。

No	F1	F2	BQ20 監査活動の振り返りに対する感想や意見、改善点
1	等	S	アンケート（チェックリストの活用）などによる実効性評価の高度化は、将来の課題。
2	役	S	アンケートそのものは実施していないが、振り返りのポイントについては実績資料とともに提示しており、それらのポイントを軸に監査役会メンバーで会をまたいで意見交換でき、翌期の計画や職務分担の納得性向上につながったとの認識。取組みを継続していきたい。
3	役	S	アンケートは前任の常勤監査役時は実施するも、社外監査役より常勤と社外の活動も違い、形骸化しており、所詮3名だけなのでアンケートを実施するより、その内容を確認して議論し合う方が有益であるとの意見が出され、今期よりアンケートは中止し、過去のアンケート項目も参考に議論を実施した。
4	役	S	アンケートを取るとか、チェックリストを使うとかは実施していない。各月の監査役会議事録を基に監査役会で意見交換をしています。
5	役	S	グループ会社（親会社、関係会社）の監査役懇話会にて、各社の監査レベルを確認する。
6	役	P	これまで実施してきた通り、実効性のポイントは、常勤監査役からの業務監査報告の内容の質と量に尽きると思う。これによって、監査役会の意見交換・協議・議論の質が決まり実効性が高まると感じている。
7	等	P	コロナ禍が落ち着き、2023年度は漸く海外拠点の往査ができましたが、現地の課題を肌を感じることもできました。現地の環境やコミュニケーション状況、ローカル社員の改善意欲等々、やはり現場・現物は大切に改めて実感しました。
8	役	G	どうしても期末監査の忙しい時期に振り返りをやらざるを得ないため、深掘りができない場合が出てくる。
9	役	P	ホールディングスの監査役として、事業ポートフォリオの変化に対応すべく監査活動のあり方やリソース配分、主要中核会社監査役との役割分担の見直し等々、改善すべき点は多々あると感じている。
10	等	G	企業価値の向上という観点での意見交換を充実したいと思う。
11	役	G	より活動の網羅性を確保するためにチェックリスト等ツールの詳細化について検討が必要と感じる。
12	等	P	改善というより、変えるべきか否かの議論が余りできていない。
13	役	P	改善検討の土台となるため定期的に振り返る必要性は高いと考える。
14	等	P	活動の記録を日常的に整理しておくことによって、期末にまとめて活動内容の整理に費やす時間を削減できる。
15	等	P	活動内容そのものの振り返りとなり、監査体制や運用方法等の振り返りはほとんどできていない。
16	役	S	監査スタッフ等が不在の監査体制の中で、重点的に何を実施するのか、また、三様監査等の社内リソースの更なる活用等による監査内容の充実等、監査役会で更に議論を深める必要がある。
17	役	P	監査において指摘した事項、要請事項に対するフォローが、体制として不足している。
18	等	S	監査に関してはどうしても監査を実際に実施している常勤の選任事項になってしまう。毎月の監査等委員会で常勤より、年間の監査の計画、前月実施及び当月実施予定項目の報告と、何か大きな問題があれば詳細に非常勤の方とお話するようにしているが、取り立ててお話しする大きな問題が発生していない。
19	役	他	監査活動の振り返りに関して監査役会にて十分な時間が取れない。
20	役	P	監査活動の振り返りは、監査期間中に監査リスクの見直しも行っており、その時々でそのリスク対応手続を行っている。
21	役	P	監査活動の振り返りは、次期監査計画策定、当期監査報告書策定に不可欠であり、更には事業報告や有価証券報告書での監査の状況の開示のために有意義である。
22	等	P	監査活動を改善する為に振り返りは必須であり、将来的には外部の実効性評価導入も検討が必要。
23	役	P	監査計画を綿密に策定したうえで、それを周知すること（期中の思い付き的な活動は理解されないことが改めて分かった）
24	等	P	監査等委員会での、特にCSR、サステナビリティ部門への中長期計画等のヒアリングの強化
25	等	P	監査等委員会の実効性評価の必要性を感じている。

26	等	S	監査等委員間のこれまで以上の連携・コミュニケーションが必要である。
27	等	P	監査計画策定のための討議の中で一年の監査活動を振り返り、計画通り漏れなく実施することが出来たことを確認し、次年度の監査計画策定に生かす程度のことにとどまっているので、アンケート票を用意する等して、委員会開催の事前にアンケートを通じて各監査等委員がじっくりと振り返ることが出来るようにしていきたい。
28	役	P	監査日程の都合上、振り返りは年1回であるが、可能であれば、中間時点の振り返りを行いたい。
29	役	P	監査役会設置会社を前提にして提言しますが、独立社外取締役が有効に機能するためには、常勤の独立社外取締役を最低1名置くか、あるいは内部監査室を社長直轄ではなく、独立社外取締役のコントロール下に置く必要がある。
30	等	S	監査役等の職務に対する社内の理解をより深める活動にも努めていきたい。
31	役	P	監査役同士の目線合わせが出来る点、及び次年度の監査の質の向上のために必要な作業であり、その結果は監査実績説明書として開示にも繋がっており、有意義な活動であることから継続したい。三様監査の連携として、会計監査人、内部監査部門から、監査役監査への期待や要望を聞くという事も一考したい。
32	役	G	期末、期中ともに検証していることで、計画の修正に寄与しているものと考えられる。
33	等	S	狭義の監査活動の振り返り（自分たちの反省）については多くの時間を割いているわけではなく経営課題について毎期振り返りを行い、監査活動に生かしているのもう少し自分たちの改善点も今後はより明確にして自分たちの反省に生かしたいと思った。
34	役	P	業績の進捗、経営や事業運営の効率性についての議論が相対的に少なかった点が反省点である。今後、監査活動を通じて議論を深め、意思決定の妥当性について深掘りしていきたい。
35	等	S	業務監査等への社外取締役（監査等委員）の関与など。
36	役	S	近い将来、監査活動の振り返り（レビュー）の実施を更に進め、アンケート形式による監査役会の実効性評価も検討しなければならないであろうと考えています。
37	等	G	経営執行側が、監査等委員会の監査活動への理解が乏しいことが課題である。
38	役	P	継続的に振り返りを行うことで、監査活動をより充実させることを意識し続けることができる。監査役の人数等を含め資源が限られており、内容によっては効率化を進める部分も必要ではないかと感じている。
39	役	S	決算期（12月）と内部統制の評価が出る時期（3月）にズレがある。
40	役	P	月1回の監査役会で意見交換しており、監査役間の意思疎通に役に立っている。
41	役	P	現在は、当社の考えに沿って監査活動の振り返りを行っているが、一定のひな型のようなものがあると参考になる。
42	役	S	現在使用しているチェックリストが、監査役会の運営に重点が置かれた設問となっている。更に監査テーマ別の設問を検討する必要がある。それによって実効性評価へつなげていきたい。
43	役	G	現状、自由に意見交換を行っているが、重要な項目は前もって決めておいたほうが良い。
44	等	S	今回のアンケート調査により、振り返りの範囲や項目が不十分であること、振り返り評価に客観的な視点を織り込むべきであることなど、反省させられる点が多々あった。
45	役	P	今後客観的な監査活動評価の必要性に関して、監査役会で話が出来るとう良い。
46	役	G	最も意を尽くしているのは、監査役間の情報共有度合いのレベル合わせ。大きな方向性合わせは問題ないが、きめ細かい監査活動のためには、情報共有の均一性、時間軸の同時性に工夫が必要であると認識している。
47	役	P	次回は論点の整理がやりやすいように、評価項目のシートを予め準備して議論する形にしたい。
48	役	他	次期の重点監査項目や監査計画の策定に活用しようと思うが、すべてを網羅することは難しい。
49	役	S	次期の重点項目や監査計画は監査法人と協議を重ねて策定したもので十分と自負していたが、アンケート上の一部項目について認識すらしていない項目があって考えてしまった。もう一回監査役会内で協議しよう。
50	役	S	自社の振り返りが他社比機能しているかを判断するため、会社規模や監査役スタッフ有無に応じた実効性評価の基準があるとよい。

51	役	G	次期以降により実効性・効率性を高める監査を行うために、振り返りは絶対に必要である。ただし、評価をするためのフォーマットみたいなものがなく独自で行っているところがあるため、過不足ないかどうか不安な中行ってしまっている側面がある。
52	等	P	執行側の様々な階層（執行役員クラスのみならず若手、中堅クラス）との意見交換を更に活性化していく必要性を感じた。
53	等	P	執行部門へのフィードバックが必要と考えている。
54	等	他	実施している監査の水準を評価したい。
55	役	P	社外監査役を含めた振り返りが理想であるが、時間的制約もあり課題である。
56	役	S	社外取締役の意見を聞く機会があったほうが望ましいと考える。
57	等	P	社外役員とのコミュニケーションが不足していたので改善が必要と考える。
58	等	G	社長などからフィードバックをもらう必要がある。
59	役	S	社長を含む執行取締役と、監査役会の議論の場が重要と感じる。文書、報告書も必要であるが、対面でのやりとりが、最も重要であると思う。
60	等	P	社内監査役の監査活動に対する限界を知る事が社外監査役には重要ではないでしょうか。実際社内では多くの課題が見逃されている可能性があります。それをいかに引き出すのか。社外監査役の重要な仕事のように思えます。
61	役	P	重点監査項目の振り返りのみでなく、網羅的な評価項目に対する評価を検討したいと考えている。
62	役	S	上半期の活動を総括して振り返りを実施、下期に向けて残された課題を明確化している。また、翌期の監査方針・監査計画を策定するタイミング(3月)で、年間の振り返りを仮で実施している。常勤監査役の活動結果報告に近い内容となっており、社外監査役の意見を的確に反映できていない懸念があり、次回以降の注意点としたい。
63	等	G	常勤以外の監査等委員に対して意識を持っていただくことに役立っていると感じる。
64	等	P	常勤監査等委員がとりまとめているが、非常勤監査等委員の活動などは、現時点ではあまり考慮していない。
65	役	G	常勤監査役となって初年度の監査活動であり、また前任者では振り返りを行っておらず手探りで振り返りを行ったため、内容が漠然としていたと反省している。今後は問題意識を高めて、より具体的に振り返りを実施したい。
66	役	S	常勤監査役の主観に偏りがち。非常勤監査役の意見を反映させるためアンケート実施等は有効と考えられる。
67	等	P	振り返りそのものは機能していると感じているが、より厳密な実効性評価へと移行すべきかどうかについて、検討の余地があると感じている。
68	役	P	振り返りの議論を複数回実施する方が、より改善・課題認識を統一できると思われる。
69	等	P	振り返りは当期の監査計画や重点監査項目に照らして不十分と考えられた点を中心に議論し記録に残したが、今後はよく出来た点や次期以降の中期的課題に係る点も含めてより広範囲に議論し記録に残すようにしたい。
70	等	P	振り返りを行う前に、アンケート形式で行うか自由記載方式で行うかの協議を行った。その結果、自由記載形式で議論することになったが、監査等委員会は（取締役会と違い）人数が少ないので、そのほうが議論が深まると思う。
71	等	G	振り返りを通じ、日々の監査業務の過不足を把握、また自らが情報を取りに行く事の頻度を増やすことで、課題や将来的なリスク等の回避、改善につながると意識し日々の監査に取り組んでいる。
72	等	S	振り返りから、「実効性」の評価をどのようにつなげていくのか、PDCAのサイクルをどう回していくのが課題と考えている。
73	役	P	振り返りには、監査役としての会社全体のリスクの洗出しを行ってはいるが、リスク分析についてのレポートとしてはまとめていないので、その作成が課題。
74	等	P	親会社の監査等委員として、子会社への関与の手法や監査のあり方、網羅性を引き続き検討していく。

75	役	S	振り返りには、まずは監査計画を策定し、その結果を導き出す。その過程において、監査役協会の実務研修で多くの監査役様との意見交換にたくさんのヒントを得られています。やり方も人によって異なり、企業規模、人員構成も異なりますが、考え方は参考になります。 今後も、継続して研修会には参加させて頂きたいと考えていますので、よろしくお願いたします。
76	役	P	説得力のある監査計画とその履行を実現する時間的配分に苦慮している。 特にIT統制、海外拠点に対する意見を取りまとめることが難しい。
77	等	S	専門性を更に身に付ける必要を感じている。
78	等	P	全拠点往査が終了して初めて各拠点往査の横比較が可能になった。
79	等	G	組織はいきものであるため、常に監査の着眼点を見直していく必要がある。
80	役	G	相変わらず、細かい不条理があるものだと毎回思っていますが、社長が変わって心理的な安全性や、上司が見て見ぬふりはだめだと宣言されたので風土も変わることを期待しています。
81	等	S	他社の監査計画はどのようにされているのか知りたいです。
82	等	P	他社の取組状況を共有いただければ参考にしたい。
83	等	P	代表者や各事業部門の責任者とのコミュニケーションが不足している
84	役	S	第三者の関与が難しい会議体であるため、以前は振り返りを行っていなかったが、昨年度より始めたところ有意義であった。
85	等	S	通常より、常勤監査等委員により、非常勤監査等員に情報提供しているものの限界があり、両者の間で情報量及び質の差が生じています。
86	役	P	店舗往査、子会社往査の重要性を再認識した1年であった。関連事業室を通じて子会社役員に対して「内部統制システム構築の基本方針」と「関連会社管理規定」について再確認するように指示を出した。
87	役	G	当事者以外の眼で見ることも必要かと思うが、良いやり方が現状見つかっていない。
88	役	S	当社の監査役に就任し、初めて海外子会社の実査が実施できて、オンラインでの面談より実際に会うことの重要性を改めて認識しました。次年度以降実査を継続して行きたい。
89	等	G	内部監査、法務、人事等の管理部門の脆弱性を何年も継続して指摘し続けているが、改善されていない。監査活動として何をすべきかを再度検討すべきと考えている
90	役	P	内部統制報告制度改訂に対する対応について、継続して改善（不正リスク発生防止）が進むようにモニタリングする。
91	等	S	内容的には常勤（自分）の活動に対する振り返りになるので、どうしても甘くなりがちである。
92	役	G	年に一度の振り返りとは別に、各監査役（3名）が「今やるべきこと」を発見又はかかる事態が発生した場合は、毎月開催する定時監査役会にて、又は適宜（必要に応じて）臨時監査役会を開催して、監査役間で議論・協議し監査役会から、又は独任制を尊重して個別監査役から取締役役に申し入れることにしている。監査役（会）も（年に一度の振り返りだけではなく）「弛まぬ改善」（PDCAを回す）が大事だと肝に銘じている。
93	役	P	監査役が交代した際に、過去の経緯について良く分かる資料になる。
94	役	P	被監査部門の現行実務に対する監査上の課題整理に加え、サステナビリティ、人的資本等、中長期の視点から対応を求められる課題に対しても、議論を充実させる必要性を感じている。
95	役	P	複数の期末監査調書に、各監査役や監査役会の活動状況をチェックする項目があるため、どの項目が該当するか一覧を作成するなどしておく、次回の振り返りがスムーズに行くと考え。
96	等	P	本来なら、社外監査等員を含めて議論しても良いが、取締役会での振り返りを行っているため、監査等委員としての振り返りには時間をつかっていない。課題・問題がなかったことを喜ぶべきかと思うが、形式的にでも、振り返り会合を年数回持つ必要性はあると考える。

No	F1	F2	BQ21 現在、監査役会の実効性評価を実施していない理由「その他」
1	役	P	ある程度の振り返りは行っているため、費用対効果の問題と考えている。
2	等	P	チェックリストは準備したが、評価基準が設定できなかった。
3	役	P	過去2年間程度、監査懇話会が例示している監査役職務確認書を実施したが、年度監査調書との重複が多かったため、年度監査調書に不足している項目を追加することで監査役職務確認書を止めて2年(2回の改善した年度監査調書を作成)が経過し、現状はこれで良いと判断している。
4	等	P	監査活動の振り返りに準ずるものとして、内部統制システム監査の評価を半期に1度(7月、1月)行い、代表取締役役に評価結果報告と提言を行っている。
5	等	P	監査等委員会の実効性よりも監査の実効性が重要と考えている。
6	役	G	監査役の一部に、実効性評価アンケート実施にはまだ前向きになれない方がいる為。
7	役	S	監査役会の構成と監査計画を刷新し、中期的(4年)な運用を行ってきたため、2期目に入る今年から実施しようと考えていた。
8	役	P	監査役総勢4名でアンケート・評価という手順を踏む必要があるのか疑問
9	役	P	形式的な内容に偏りがちなため。
10	役	P	現在の監査役会は自由闊達な意見交換ができており、実効性評価という形式にこだわらなくても、振り返りの実施で十分に実効性の向上がはかられているため。
11	役	G	現時点で振り返りの実効性は十分とはいえませんが、改善可能と思っています。そのうえで「実効性評価」についても検討したいと考えております。
12	等	G	現状の方法である程度実効性評価が出来ていると感じているから。
13	等	P	今期から監査等委員内でアンケートをトライアル実施。委員間で議論を重ねて精度を上げ必要に応じて公式化。
14	等	S	今年度から監査等委員会に移行して、取締役会の実効性評価をしている。
15	等	G	実効性評価は来年度の課題としている。今期は取締役会の実効性評価を実施予定。
16	役	P	実効性評価を行う必要性に対する十分な課題認識が出来ていないため。
17	役	S	社長、執行取締役との対面での議論が、最も効果的と感じる。
18	等	S	取締役の実効性評価の中で監査等委員も参画している。また、振り返りの実施により十分とは言えないが実効性を強化してきている
19	等	P	取締役会での実効性評価を行い、その中に監査等委員会に関しての質疑もあるため
20	等	P	取締役会の実効性評価と被るので(監査等委員会)、明確に実施していないが、チェック項目で実効性は確認している。
21	役	P	取締役会の実効性評価の項目の中に、監査役に関するものも含まれているため
22	等	P	常に情報共有を月次ベースでしているため
23	等	P	振り返った内容を次年度に生かし、監査品質向上させるために実施するべきと考え、検討しているところだが、今現在、自社にしっかりとる評価項目が整理出来ていない中、特に義務付けられていないこともあり、実施していない。
24	役	P	振り返りによりある程度実効性はあるが、実効性評価は今後の検討課題。
25	役	P	振り返りにより実効性は向上しているが、更なる向上に向けて実効性評価は必要と考えている。
26	役	G	振り返りは毎年半期ごとに実施しているので微調整して監査焦点を明確するのに役立っています。
27	役	P	振り返りの中で、当期の監査内容、課題等を洗い出しており、実質的に実効性評価を行っているため。
28	役	S	振り返りを更に範囲を拡大する必要がある。
29	等	P	数年後に監査役会の実効性評価が一般的になってくる時に備えて現在準備中。
30	役	P	通常の監査役会間の意見交換が相応に実施されているため。
31	役	G	当社は取締役会評価も実施していないため。
32	役	G	年度末の各監査役からの報告の際、総合的に評価している。

No	F1	F2	BQ22 今後実効性評価を実施しようとする場合に、不足している事項「その他」
1	役	S	その前に取締役会実効性評価を実施すること。
2	役	G	まずは取締役会評価を先行すべきと考えている。
3	等	P	監査等委員の実効性は、社内の重要会議出席、取締役等とのインタビュー、拠点往査などの内容で評価されることで十分な気がしている。
4	役	G	協会のチェックリストを時々活用しているので助かっています
5	等	P	強いて言えば「意義」でしょうか。経営層は、監査役等監査活動の実効性を高める意識は高くなく、監査活動充実のための投資意欲が低いため、実効性評価を行う意義がない。
6	等	S	具体的な内容を決め切れていない。
7	等	P	形式的なアンケートにしないための議論の成熟
8	役	P	現在の監査実績レビューの活動で十分あり、実効性評価は実施する予定なし
9	役	P	今後の検討課題
10	役	P	実効性評価の意義
11	役	G	実施まではまだ時間が必要と受け止めている。
12	役	P	実施を具体的に検討していない為、何が不足か特定できない。実施するとなれば第三者機関に委託することになり不足点を補うことになるであろう。
13	役	P	社外監査役が参画する時間
14	役	S	社外監査役も含めた監査役会が、当会社の長所、短所をよく理解され、適切な助言、実効性が成されるのが重要。
15	役	P	取締役(会)と監査役(会)の相互理解
16	等	P	手法が未定。全般網羅的項目を一覧表化したアンケート等の評価では、形骸化を懸念している。
17	役	P	他の会社の監査役の経験値との比較
18	役	S	日本監査協会に「ひな型」が欲しい。
19	役	P	必要になれば実施すれば良いと思っている(実施できるとしている)。
20	役	S	連携する社外取締役、会計監査人、内部監査室による評価を考えていきたい。

No	F1	F2	BQ23 監査役会の実効性評価を今後実施する予定「その他」
1	等	P	CGコードなどで必要になったら、考える。当面は今の形（チェックリスト）のまま考える。
2	役	G	このアンケートを機に検討したい。
3	役	G	チェックリストは結果的にセルフチェックレベルのため主観的で実効性評価に値しないのではないかと考えている。
4	役	S	会社の成長に関連して検討する可能性あり。
5	役	P	監査業務の向上に効果があるならば検討する。あるいは、法やルールとしての要求があれば実施する。
6	等	P	監査等委員会設置会社へ移行したので、取締役会の実効性評価と併せて検討したい思っている。
7	役	G	監査役会で要請があれば検討したい。
8	役	P	監査役会設置会社という機関設計と社外取締役との関わりを先ず整理する必要がある。
10	役	S	形式的な実効性評価は行いたくなく、現状の振り返りとそれを反映しての監査計画の立案で良いと考えている。
11	役	S	形式的な文書作成等は、本意でない。社長以下執行取締役との良きコミュニケーションで、進展していくのが重要と思う。
12	役	G	検討すべきと考えるが、取締役会の実効性評価を優先したい。
13	等	G	今のところ検討していないが、他社動向を含めもう少し状況を判断し決めたい。
15	等	P	実施したいとの思いはある。
16	役	P	社外からの意見を参考に検討
17	等	S	取締役の実効性表示に監査等委員も含まれる。
18	役	P	振り返りを通じ実効性評価の必要性に対する共通認識が形成されれば検討したい。
19	等	P	世の中の動向を注視している。
20	役	S	前述通り意見交換を重視している。
21	役	S	不足していた評価項目を実施する予定。
23	等	G	予定はないが、他社のは参考にしたい。
24	役	P	来期以降、監査役員の員数が4名以上になった時には必要。

No	F1	F2	BQ24 今後実施を予定する実効性評価の内容「その他」
1	等	P	self review
2	役	S	監査役会としての自己評価。
3	等	S	取締役、関係部署に監査等委員会の活動状況や実効性に対する評価をしてもらうことを考えている。

No	F1	F2	BQ3 振り返り最終月の監査計画に対する時期「その他」
1	役	P	23年度は7か月前に実施したが、今後定期的に行う場合は時期を見直す予定。
2	役	S	2月から3月にかけて振り返り（事前作業含む）を行い、3月から4月にかけて監査計画を策定、決議。
3	等	S	監査活動については、月次及び四半期毎に行っている。
4	役	G	監査実施の都度監査調書をもとに振り返り
5	等	G	基本的には、活動の振り返りを監査等委員会で毎月実施し、都度計画等の見直しを行っている。加えて、年に1度アンケートにより振り返りを行い、それを翌期の計画に盛り込んでいる。
6	役	P	四半期毎に監査役監査調書を作成して都度監査役会で報告し意見交換を実施。また、監査役活動報告を毎月作成して翌月に報告会を実施（Q2-1は毎月実施）
7	役	S	重要な監査活動の総括をその都度議論し、次回に繋げている。協議は、翌期の監査計画策定前数カ月が多い。
8	役	P	半期毎に監査活動の総括をしている。（1月、6月）
9	役	P	毎月の監査役会で監査活動計画に対する振り返りを実施している。

No	F1	F2	BQ4 監査活動の振り返りの手法「その他」
1	役	P	取締役会の実効性評価を行うなかで監査役会の運営に関して伺っている。内部統制システムの評価を行うなかで、監査役監査の実効性についても検証している。
2	等	P	1年間の活動内容をとりまとめ、それをもとに各監査等委員の意見を聴取する。取締役会でも同内容を報告し、各取締役からの意見聴取の機会を設けている。
3	指	P	3か月毎に活動状況を取り纏め、CEOへのフィードバック面談を実施し、取締役会で報告するルーティーンがある。また5月～6月に昨年1年分の実施状況をまとめ翌年度計画を策定する作業の前提として一年間の活動を総括をする。
4	役	S	まずは常勤監査役が監査役会での振り返りのために基礎シートを作成、当該シートをたたき台に監査役会で意見交換を実施。当該議論を踏まえて翌期の監査計画を策定、決議。
5	等	P	委員会以外で監査等委員集合して、振り返りと今年度に向けてというテーマで意見交換、ディスカッションを行う。
6	等	S	活動実績等（監査等委員会、会社全体）のレビュー資料回覧
7	役	P	株主総会に向けた事業報告資料の一部として、監査役監査に関する取組み等をまとめる際、当年度の振り返りを実施している。
8	等	S	監査実施計画書と実施項目(実施対計画)のチェック
9	役	S	監査調書のまとめの作成
10	役	P	監査報告作成にあたり監査役会で意見交換を行っている
11	役	P	監査役会の報告事項(資料あり)としている。
12	役	S	監査役各自がチェックリストで振り返りを実施している
13	役	P	監査役監査計画の確認
14	等	G	議論時の振り返りを基に翌年の監査計画を作成、その際課題等を共有、翌年度計画に反映する事としている。
15	等	S	四半期毎に取締役会に報告。
16	等	P	次年度の監査計画策定にあたり、前年度の監査活動実績を振り返り、次年度への改善点の参考とする。
17	役	P	社外取締役との意見交換
18	役	P	取締役等との対話
19	等	S	常勤監査等委員がチェックリストに沿って評価を実施し、課題があれば、抽出し、監査等委員会で協議・検討する。
20	等	P	常勤監査等委員が提案等も含めた振り返り原案を作成し、他の監査等委員の意見を集約し、執行部門へ監査報告の補足として説明している。

21	役	P	常勤監査役が監査報告書作成前に「監査総括」（1年間の監査状況や所感をまとめ、監査報告書の元資料にする）とともに、次年度の監査計画策定の基礎にする書類）を作成し、監査役会において社外監査役も含めて議論する。また、同総括には所感を踏まえた取締役・取締役会への要望等を含んでおり、これら全体を次年度監査計画確定前に各取締役・執行役員に個別に説明している。その際の意見交換を通じて得られた種々コメントを、必要に応じて監査計画に反映させている。
22	役	G	常勤監査役による自身の活動の振り返りに基づく反省点や次期での取り組みなどの整理
23	役	S	常勤社内監査役による総括資料をもとに議論を行い、次期の監査計画に反映させる
24	等	S	常勤者が年間の活動結果を取り纏め、非常勤者に事前配付したうえで監査等委員会を開催し意見交換をしている。その結果を次年度の監査計画に盛り込んでいる。
25	役	P	振り返りを行っているかについては、それだけを抽出して行ってはいません。監査報告書を提出するタイミングや次年度の監査計画を作成するタイミングで活動の振り返りを行っています。
26	役	S	代表取締役社長との意見交換
27	等	S	年間の活動内容の整理・集計等を月次監査報告書にて監査等委員会に報告している。
28	役	G	年度末に年間監査計画の実施状況一覧表を作成し、共有する。 常勤監査役が、毎月開催の定時監査役会で監査概況を報告し、監査役間で情報を共有し、意見交換、議論する。
29	役	S	半期と年度で2回振り返りを実施。監査役会にて報告し意見交換している。
30	役	G	半期終了毎に振り返りと下期や新年度の計画を監査役や取締役に連絡して意見聴取しています。

No	F1	F2	BQ5-2 アンケートの作成者「その他」
1	等	P	経営企画部。取締役会の実効性評価の質問の中に監査等委員会関係の質問がある。
2	等	S	取締役会の実効性評価の中で社外取締役(監査等委員全員)の取組評価を行っている。

No	F1	F2	BQ5-3 アンケートの回答方法「その他」
1	等	P	5段階評価と評価理由の記述がある。
2	等	S	ヒアリング
3	等	G	自由な意見交換

No	F1	F2	BQ6-2 インタビューの対象者「その他」
1	役	P	専門家（大学教授）

No	F1	F2	BQ7 監査活動の振り返りの評価項目「その他」
1	役	P	回答した各項目は必ずしもすべてが「振り返り」の中で実施されているわけではなく、通常の監査役会や監査活動の中で実施されているものも含まれる。
2	役	S	一部の大株主との対話は行われている。
3	役	P	往査実施後の対象先への速やかなフィードバック伝達の必要性について。
4	等	P	監査等委員会の運営について確認しております。
5	役	P	監査役報酬総額と個別報酬 次期社内監査役候補の育成 次期監査役会の構成と候補者の獲得
6	役	G	監査役会実効性評価アンケートの実施を試みたが、監査役の一部より反対意見あり、アンケート方式での評価は実施していない。
7	役	P	監査役監査活動の総括として、年間の監査活動内容を常勤監査役の協議でまとめているが、その目的は、評価ではなく、監査報告を取りまとめるための確認、と位置付けている。
8	等	P	監査役協会の監査チェックリストを活用し、全項目に渡ってチェックした内容を監査等委員会で共有しております。
9	役	S	協会発行の「監査役会運営のチェックリストNo.1805」を使用しています。他に親会社の監査役室から展開される「監査役職務執行確認書チェックシート」を実施している。上記回答は、両方の結果から回答。
10	役	S	個々の活動内容については、都度毎月定例の監査役会にて報告している。半期ごとの振り返りは、監査計画及び予定スケジュールとの差異、及び次の半期もしくは次年度での計画に影響があるトピックスについて報告し意見交換している。
11	役	P	項目にある内容は活動として仕組み化や定着しているので実施されていることが前提で議論や確認の対象とはなっていない。現状のリスクに応じた定めた重点項目に対する取組をレビューとして実施している。
12	等	P	私は監査等委員で月刊監査役を毎月熟読し、また公認会計士でもあるため会計監査ジャーナルの熟読、日本公認会計士協会e-ラーニングを活用しています。また公認内部監査人であり、月刊監査研究も熟読しており、いわゆる「三様監査」の対応で漏れがないようにしています。監査役等って思ったより大変ですね。
13	等	P	社外監査等委員の往査参加に関する意見交換
14	役	G	特別な評価項目は無い
15	等	P	内部統制システムの整備・運用状況の監査について、継続的取組が必要。 内部通報と監査等委員会、コンプライアンス委員会の関係の整理が必要。
16	等	S	本件回答にあたり、毎月の監査等委員会において、常勤委員の活動報告の中で上記に関連して意見交換をしており、それを振り返りというのか判断に迷います。
17	役	P	本部ヒアリング。営業店往査の実施状況

No	F1	F2	BQ8 評価項目に関する考慮事項、参照資料など
1	等	P	監査等委員長が、事前に議論すべき項目をピックアップして行っている。
2	役	P	監査役会の運営上の改善課題のあぶり出し
3	等	P	期初に策定した監査重点項目に対し、監査の方法や監査実績等を集計のうえ、各項目ごと具体的に監査結果を明記した資料を作成し、実施内容の振り返りを行っている。
4	役	S	協会月刊監査役、監査役関連研修会等の監査役会での共有を行い、上記中心に、議論を深めている。
5	等	S	月次および四半期毎に活動実施内容を振り返っている。
6	役	G	上記のチェック項目を含めて、従来明確に個別項目ごとに考慮したわけではなく、資料も残っていないので、今後記録として残したいと考えています。
7	役	P	制度としての監査活動振り返りは実施していない。
8	役	P	選択回答項目は策定した評価項目ではなく、振り返りの重点ポイントとしている。
9	役	P	内部統制システム監査のチェックポイント
10	等	S	日本監査役協会、監査環境の整備に関するチェックリストを用いた。
11	役	S	日本監査役協会制定チェックリスト 監査役監査基準

No	F1	F2	BQ9 自社の統制状況を考慮した監査活動の検証「その他」
1	役	S	3ヵ月毎事業等リスクに対して、取締役会の報告事項としている（経営企画室より報告）。
2	等	S	監査計画策定時に十分検討し、また日々の監査活動においても検証を行っている。
3	等	P	監査室の監査結果について定期的に報告を受け、内部統制の状況を確認している。
4	役	S	監査役個々で実施しているのみであり監査役会としての振り返りは実施していない。
5	等	P	月次の監査等委員会など期中で監査活動を検証する中で検証している。
6	役	S	自社グループ固有のリスクとそのリスクに対する統制の整備・運用状況については、執行側におけるリスク統括委員会の活動を軸とするリスク管理PDCAをモニタリングする形で監査しており、当該監査活動を振り返ることで検証している。
7	役	G	十分とは言えないが、一通りの確認はしている。
8	等	P	特に検証していないが、所謂「内部統制システムの整備・運用状況」に関する監査活動は今後の課題である。

No	F1	F2	BQ11 振り返りの補助・助言者、積極的な役割を担う方「その他」
1	役	G	2024年3月に東証グロース市場に上場しましたので、その直前まで東証及び主幹事証券会社のアドバイスを参考にしました。
2	等	S	会計監査人
3	役	P	監査役以外ではないが、グループ会社の常勤監査役が相互に関与
4	役	S	監査役経験者の顧問からの助言
5	等	P	社外取締役（監査等委員でない）
6	役	G	社外取締役との意見交換会を開催して社外取締役からの意見は参考にしている。
7	役	S	社長・社外取締役とは意見交換を実施
8	役	P	取締役（社内、社外） 会計監査人 内部監査部門
9	役	S	取締役会に過年度の監査結果及び本年度の計画を報告し、意見を頂いている。
10	役	S	特に子会社の往査（海外含む）の振り返りについて、 内部監査部門との連携の中で、議論を深めている。
11	役	G	内部監査部門
12	役	S	日本監査役協会の実務部会

No	F1	F2	BQ14 第三者機関としての組織「その他」
1	等	P	会計監査人。会計監査報告聴取時に助言を受けている。

No	F1	F2	BQ16 第三者機関の利点または課題
1	役	S	違う視点による取締役への改善策への助言・提言をしていただいている。 しかし、強制力はないので、改善に結びつかない事案への対処が進まない点があるのが問題であり、 いかに改善に結びつけていくようにしてゆくかが今後の課題。
2	等	P	当社監査活動への外部目線での評価・課題が確認出来た。

No	F1	F2	BQ26 振り返りの社内での報告先「その他」
1	役	P	グループ会社の常勤監査役及び一部の社外監査役
2	役	P	会計監査人
3	役	P	経営会議
4	等	P	今回初めて、振り返りの議事録を社長に提出した。
5	役	P	子会社常勤監査役
6	役	G	執行役員、本部長、経営戦略室、管理部等関係者へは全て報告しています。
7	等	P	執行役員会
8	等	P	実効性評価の観点での振り返り内容を社内に報告するということはしておらず、一年間の実施項目に漏れが無いことの振り返りは、当然のことながら監査報告作成時に取りまとめを確認しており、その時の資料を用いて取締役会に監査計画を報告する段階で漏れなく実施することが出来ている旨を報告している。 一方で、毎月の実施内容とトピックスについてマンスリーレポートにまとめ代表取締役会長・社長、副社長、社外取締役等に提出している。
9	役	P	社外を含む取締役全員と、取締役以外の執行役員全員に対し、個別に説明している。
10	等	S	主に経営会議の場。
11	役	P	取締役会での監査活動計画・重点監査事項報告時に、関連事項を一部説明している。
12	等	P	取締役会にて「年間活動報告」として実施。
13	役	G	内部監査部門の内部監査計画、実施結果と共有して進めている。
14	役	P	必要に応じて関連する機能部門
15	役	P	報告内容は要約版になっている。
16	役	P	毎回の監査役会議事録を代表取締役と社外取締役に回覧している。
No	F1	F2	BQ28-1 振り返りの開示媒体「その他」
1	役	P	会計監査法人へ説明
2	役	P	株主総会招集通知(監査報告書のセクションに監査実績説明書として)
3	役	S	取締役会での報告。
4	等	P	特段記載していない
5	等	P	監査の振り返りの内容は開示していないが、振り返りを行っていることと翌期の監査方針に反映していることは、有価証券報告書「監査の状況」に記載している。
No	F1	F2	BQ28-2 今後開示を予定・検討している媒体「その他」
1	役	S	具体的な検討に入っている段階にはないが、有報の監査の状況における監査役監査の状況において記載の充実検討を図る事項として認識しておきたい。
2	役	P	当然 監査役会の開催・出席状況や、その他監査役の活動については、事業報告や有報にて開示しており、開示情報の拡充で開示する部分は考えられるが、振り返りそのものを開示する計画は予定していない。
3	役	P	統合報告書
No	F1	F2	BQ29 振り返りの開示における記載事項「その他」
1	役	P	監査役および監査役会の活動状況 ・当事業年度における監査役および監査役会の監査活動概要 ・当事業年度における重点監査項目とそれに対する活動実績 ・監査役会の運営状況(回数、時間、出席率や主な議案など) ・会計監査人との連携状況 ・次年度に向けた課題
2	等	P	主要な監査テーマの活動概要等を記載
No	F1	F2	BQ30 振り返りを社外に開示した理由「その他」
1	役	P	・2017年度(2018年6月定時株主総会招集通知)より監査実績説明書の開示を始めているが、元々は英国Audit Reportを参考にしており、Audit Reportの活動に倣う形で開示を行った。 ・監査活動内容の説明を具体的にを行うことが監査の透明性につながり、株主・ステークホルダーとの
2	等	P	非財務情報の開示充実の一環として実施

No	F1	F2	CQ2 実効性評価や監査活動の振り返りを実施していない理由
1	等	S	アンケートやインタビューまでは至っていないが、年度毎に改善、追加監査項目等はその都度協議、実施している。
2	役	P	以前から実施していないため
3	役	P	会社自体が経営統合後の組織再編の過程にあり、監査役会としても実効性評価を行う体制・準備が整っていなかったため。
4	役	P	監査活動の振り返りについては、「各監査役が監査役会の監査計画で合意した活動について監査役会で毎月報告し、定量的な（○×、ABC等）評価は行っていないが情報の共有及び意見交換を行っている。」
5	役	P	監査活動結果を監査調書にまとめ、一覧表と共に全監査役でその内容を共有しているため
6	等	P	監査計画策定の中で協議されているから
7	等	P	監査等委員が全て取締役で取締役会の実効評価に加え、監査等委員会の実効評価は少し重複感を感じる。
8	等	P	監査等委員会の中で随時振り返りを行っているが、手続きを確立できていないので、今後検討していきたい。
9	等	P	監査等委員会の評価については、取締役会の実効性評価の中で言及されており、それをもとに改善を検討している。
10	等	P	監査等委員会内での議論で、十分な実効性を確保しているため必要性がないとの統一した認識を確認しているため。
11	等	S	監査等委員設置会社のため、取締役として実効性の評価および監査活動の振り返りを実施しているため
12	役	S	監査報告書作成の過程で、監査活動の振り返りと十分性の検証を実施している。
13	役	P	監査役会において各監査役が活発に議論し、意見交換を行っており監査役会は有効に機能しているため
14	役	S	監査役会は形式となっているため
15	役	P	機運が醸成されていない
16	役	P	経常的に、監査役会間でフランクな議論をしており、形式的なものは必要と感じていない
17	役	P	月次の監査役会内で必要に応じて討議している
18	等	S	現状他社の実施動向を注視しておりますが、今期、当社監査等委員会にて実施するかどうかの協議をしたいと考えています。
19	等	P	今まで必要性を感じていなかったため
20	役	P	今後実施に向けて検討中である
21	等	P	次期を決めず日頃から振り返りを行うことで実効性を高めていると考えているから。
22	役	G	実効性の評価は重要なテーマであると認識しています。必要性もあると思いますので、今後計画を立てていきたいと思っています。
23	役	P	実効性確保に向けた施策の実行途中であるため
24	等	P	実効性評価の開示が義務化される、又は議決権行使会社や機関投資家の判断基準になれば実施を検討する。
25	役	P	実効性評価の必要性、また実施後の結果や効果、メリット等が監査役間で共有されていないため。
26	等	S	実効性評価の必要性は認識しているができるような状況ではない。
27	役	P	実効性評価を行いたいが、その前に監査役会のさらなる活性化が必要と考えているため。
28	等	P	社外委員が過半数であるため委員会の活動は常時客観的にモニタリングされていると判断している。
29	役	P	社外監査役の賛同が得られないため
30	等	P	社長との意見交換実施／決められた評価項目はない
31	役	P	取締役会（監査役含む）の実効性評価を行っているので、現在のところ監査役会での実施は考えていない
32	等	P	取締役会の実効性向上への支援を優先している。

33	役	P	取締役会の実効性評価アンケートに取締役会での監査役の発言状況等に関するアンケートが含まれている。
34	役	P	取締役会の実効性評価を実施しており、その中に監査役の実効性評価も含まれているため
35	役	S	取締役同様に必要では？と認識を持ち始めたところで、ただし、必須ではない、どのように？、作業量的に、等により検討の手前段階
36	役	S	就任初年度であり、個人的な振り返りは最低限実施する予定だが、会としては未実施。
37	役	他	従業員総数220名程度の小規模な会社で、社内監査役は常勤1名と非常勤1名で、実質は見ており、社外監査役2人には都度報告もして情報の共有をしている為です。
38	等	P	重点監査項目についての監査所見を取締役会において表明している。
39	役	P	重点監査項目のまとめとして監査役会で議論し、その中で振り返りが含まれているため。
40	役	G	上場2期目であり特に検討してこなかった。
41	役	P	常勤1名であり、非常勤の監査役から常勤監査役の監査活動についてのコメント等を適時いただいているため。
42	役	S	常勤監査役1名の活動がメインであり、社外監査役を含めても独任制であることから評価には馴染まないと考える。取締役会の実効性評価についても公表前提の表面的なもので実態を現わすものとは思えず、株主が望んでいるものになっていないと感じる。
43	等	他	色々な組織から出されている実効性評価のチェックリスト等を拝見した限りでは、改めて評価する必要性を感じていない。年間計画作成時に振り返りに類することはしている。
44	等	G	新体制となり当期より実施する予定。
45	役	S	人数少なく頻繁に監査活動についての話し合いがもたれているので
46	役	P	中間レビューを行い、取締役会に報告している。振り返りは期末監査報告に記載されているとの認識。
47	役	P	通常監査役会の中で適宜協議できているため
48	役	G	独立要件のある3名構成の監査役会で十分な監査結果情報の共有と協議が行われていることに加え、前年監査計画の未実施項目や指摘事項の未改善事項は次年度の監査実施計画の重点監査項目に追加しており、振り返りを実施していると同等であることから、必要性を感じておりません。
49	役	P	年間を通じて主要な活動の前後に監査役会内で議論を行っている。
50	役	P	必要性が高くはないが、いずれ実施すべきと考えている。
51	等	P	必要性を感じないため（監査役会の実効性を測れるものではないと思うため）
52	等	P	普段から監査等委員会において情報・意見交換を密に実施し、必要な対応を図っているため。
53	役	P	毎年、監査の総括として「監査役監査総括」をまとめており、その中で監査の振り返りを実施。
54	等	P	毎年の監査総括、監査計画の中で監査の内容（広く考えれば実効性）について議論しているので、改めて実効性評価という形をとる必要もない。
55	役	P	有価証券報告書の中で、監査役会の活動を報告しているレベル。これからの検討要素と考えている。